

## 令和4年第3回定例会議事日程（第2号）

令和4年9月2日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第38号 吉富町空家空地対策の推進に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第39号 吉富町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第40号 常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第41号 令和3年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第42号 令和3年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第43号 令和3年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第44号 令和3年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第45号 令和3年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第10 議案第46号 令和3年度吉富町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第11 報告第8号 令和3年度吉富町健全化判断比率の報告について
- 日程第12 報告第9号 令和3年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告について
- 日程第13 報告第10号 令和3年度吉富町下水道事業会計資金不足比率の報告について
- 日程第14 議案第47号 令和4年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第15 議案第48号 令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第49号 教育長の任命について
- 日程第17 議案第50号 教育委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第51号 吉富町外二組合公平委員会委員の選任について
- 日程第19 議案第52号 豊前市外二町清掃施設組合の共同で処理する事務の変更及び豊前市外二町清掃施設組合同規約の変更について
- 日程第20 議案第53号 吉富町外1町環境衛生事務組合の共同処理する事務の変更及び吉富町外1町環境衛生事務組合同規約の変更について
- 日程第21 報告第11号 経営状況の報告について（株式会社ツクローネ吉富）

令和4年第3回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 令和4年9月2日  
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場  
 開 会 9月2日 10時00分  
 応 招 議 員 1番 角畑 正数 7番 梅津 義信  
 2番 向野 倍吉 8番 岸本加代子  
 4番 矢岡 匡 9番 横川 清一  
 5番 山本 定生 10番 是石 利彦  
 6番 太田 文則  
 不 応 招 議 員 3番 中家 章智  
 出 席 議 員 応招議員に同じ  
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	花畑 明	地域振興課長	軍神 宏充
教 育 長	江崎 藏	教 務 課 長	小原 弘光
未来まちづくり課長	和才 薫	建 設 課 主 幹	南 博己
総務財政課長	奥本 仁志	吉富あいあいセンター所長	友田 哲也
住 民 課 長	石丸 順子	危機管理室長	梅林 正典
税 務 課 長	岩井 保子	検査会計室長	奥本 恭子
会計管理者	岩井 保子	吉富保育園長	鍛治 淳子
福祉保険課長	別府 真二	吉富幼稚園長	鍛治 淳子
子育て健康課長	石丸 貴之	監 査 委 員	是石 英俊
上下水道課長	石丸 貴之		
建 設 課 長	奥家 照彦		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	鍛治 幸平
書 記	西岡 恵

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり  
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員に、向野議員、矢岡議員、2名を指名いたします。

---

#### 日程第2. 議案第38号 吉富町空家空地対策の推進に関する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第2、議案第38号吉富町空家空地対策の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） 議案書1ページ、議案第38号吉富町空家空地対策の推進に関する条例の制定についてでございます。

本条例は、平成27年に施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法と条例の一体的な運用を載せ本町における空家空地対策の推進を図るために新たに制定するものでございます。

議案書2ページをお願いいたします。

条項を追って説明をいたします。

第1条では、本町における法に定める空き家対策認知のために必要な事項を定めるとともに、法の対象外となる空家空地対策について補完し、良好な生活環境の保全と地域の活性化を図るといふ条例制定の目的を明らかにしております。

第2条では、その条例で用いる用語の意味を定めております。第1号から第6号までは、本条例が対象とする空き家、空き地について規定するものです。

第1号の空家等は、法に規定するもので、総務省、国交省が別に示した指針を併せて御説明いたしますと、使用されなくなって、おおむね1年以上の空き家などと、その敷地の立木などで、国や地方公共団体が所有管理するものを除くものです。

第2号の特定空家等も法に規定するもので、前号の空家等のうち、そのまま放置すれば倒壊して著しく保安上危険、衛生上有害、景観を損なう、周辺的生活環境を悪化させるというおそれのある状態のものをいいます。

第3号の法定外空家等については、第1号の空家等に準じる状態であるものとして、詳しくは規則で定めませんが、空き家になって1年未満のものや使用頻度は盆、正月だけのように年数回程度にとどまるもの。その他、長屋や共同住宅で建物の一部のみが空き家になったものなどについて

て想定をしております。

第4号の特定法定外空家等は、前号の法定外空家等にあつて、特定空家等と同様の状況にあるものでございます。

第5号、第6号では、空き家本体と同様に問題を抱える空き地についても同様に措置の対象とするためのものでございます。

第5号の空地等については、アの現に建築物の敷地でない宅地とは、以前は家などが建っていたが除却された土地、家などを建てるために整備された土地のことでございます。

以上、全号に規定する宅地に類する土地とは、山林及び田畑以外の土地を想定しておりまして、その規定は規則に引用いたします。

3ページです。

第7号は、所有者等について、空き家等を所有し、また、管理する者と規定をしております。

第8号は、町民について、居住者だけではなく、通勤、通学する者、町内の建築物の所有者、管理者についても町民と規定をしております。

第9号、事業者については、空き家空き地の活用に関連する事業を営む者と規定をしております。

第3条と第4条では、所有者等の管理義務と町、町民及び事業者の責務について規定をしております。

第3条の所有者等の管理義務については、法第3条において努力義務とされておりますが、本来、空家空地は個人の財産であり、所有者自らの管理が原則でありますことから、ここで適切に管理しなければならないと義務を課し、また、同条第2項において、土地を他人に使用させている場合、建築物等の所有者の適切管理について、土地の所有者に努力義務を課しております。

第4条では、町、町民及び事業者の責務について規定をしております。

第1号の町の責務については、法で規定をされている内容と同様の規定でございます。

第2号、第3号の町民、事業者の責務については、町の施策に協力するとともに、事業者には、自らの事業活動を通じて必要な対策を講じるよう努めることとすると規定をしております。

第5条は、空家等に対し、法第9条に規定されている立入検査等を法定外空家等空地等にも同様に行えるよう規定するものです。

4ページでございます。

第6条は、空家等に対し、法第10条に規定される所有者等に関する情報の利用等を法定外空家等空地等にも同様に情報利用が可能となるよう規定するものです。この規定により、個人情報保護条例の目的外利用及び強行の制限の適用除外とするものです。

第7条は、法に規定のない地域との連携について規定をするもので、第1項の土地所有者や地

域の方々に対し、町長は、所有者等に関する情報の提供や必要な協力を求めることができる旨。第2項では、町長の求めに対し、土地所有者や地域の方々が協力することについての努力義務を規定しております。

第8条では、関係機関との連携について規定するもので、第1項で、町長は、警察その他の関係機関に対し、所有者等の情報提供や、その他、特に必要があると認める事項について協力を求めることができると規定をしております。

なお、法第10条には、関係する地方公共団体の長、その他の者に所有者等の把握に関して必要な情報提供を求めることができる旨が規定をされております。

5ページ、第2項では、当該提供または協力を求める相手方に、法や条例に基づく調査等により、知り得た情報を提供する旨を規定しております。

第9条では、データベース等の、データベースの整備等について規定をしております。法第11条において、売買、賃貸物件を除き空地等について、データベースの整備に努めることと規定されておりますが、本町においては、加えて、行政指導の対象となる特定空地等、特定法定外空地等、特定空地等、についてデータベースの整備や、正確な情報の把握に努める旨を規定しております。

第10条は、法第14条第1項と第2項で、空地等に対して規定されております行政指導の助言、指導、勧告の措置について、法定外空地等空地等にも同様の措置を規定するものでございます。

第11条は、法に規定のない意見陳述の機会を与えなければならない規定をしております。こちらは、法第14条第2項で定める勧告を特定空地等に行った場合、その敷地については、地方税法第349条の3の2第1項の規定により、次年度以降の固定資産税等に係る住宅用地特例の適用対象から除外する可能性があるということから、十分な周知を目的として設けた項目でございます。

6ページ、第2項では、その状態が改善したときには、再び、住宅用地特例の適用対象となる場合があることから、町がその状態を把握するために、所有者等に改善した旨を届け出る義務を課しています。

なお、条例に基づく、この特定法定外空地等に対して勧告を行った場合は、住宅用地特例の適用対象から除外することはできません。本町では、法に定める勧告のみについて規定をするものでございます。

第12条は、公表及び標識の設置についてでございます。所有者等が特定空地等、特定法定外空地等、特定空地等について勧告を受けた際、正当な理由なしに状況の改善を図らなかった場合には、附則に定めるところにより公表し、標識を設置することができる旨を規定をしております。

法では、この時点での公表は規定されておりませんが、保安上危険であるなど、周辺に悪影響を及ぼす空き家空き地があるという事実、そしてそれに対する町の措置の状況を町民の皆様へ情報提供し、皆様が不利益を被ることを防ぐこと。そして管理義務の履行しない所有者等に対し抑止力となって、法と条例の実効性を高める目的で規定をするものでございます。

第13条は、法第14条第3号から第8号までに規定されている空地等に対する命令について、特定法定外空家等特定空地等についても、勧告を受けた者が正当な理由なく措置を取らなかった場合には、法と同様に反則により、反則よりも拘束力の強いこの命令を行いまして、必要な改善措置を義務づけることができるよう定めたものでございます。

7ページ、第14条は、法第14条第9項で、空家等に対して規定されている行政代執行について、特定法定外空家等特定空地等に対して同様に行うことができるよう、規定をいたしております。ただし、法に規定をされております所有者の所在が分からない場合に行うことができる、いわゆる略式代執行については、特定法定外空家等特定空地等に対して行うことができません。

第15条、緊急安全措置は、法に規定のない事項でございます。空き家空き地を適切に管理することは所有者等の義務であります。緊急に安全措置を取る必要がある場合に、町が必要最小限の措置を講ずることができ、その企業を所有者等に提供することができる旨と、その通知等に関して規定をしております。

第16条、8ページに続きますが、こちらは、建物等の位置が借地である場合に、土地所有者に対して土地の適正管理について、町長が助言または指導できる旨。また、土地の所有者から建物等の所有権に対して、適正管理をするように、要請するように町長が助言または指導することができる旨を規定をしております。

第17条は、必要に応じて、財産管理人選任の申立てを行う旨を規定しております。相続人の存在、不存在が明らかでない場合には、相続財産管理人が、所有者の行方が分からない場合には、不在者財産管理人が家庭裁判所への申立てにより選任されるもので、その手続は、いずれも民法に規定されております。

第18条は、法第7条1項に置くことができると規定をされております協議会について置く規定をするもので、空家空地対策を総合的かつ計画的に実施するために、空地等対策計画の作成、変更、計画の実施に関して協議をする協議会でございます。

第19条で、この条例の施行に関し必要な事項について、規則に引用することとしております。最後に、第20条は、過料について規定をしております。

第1号は、法に罰則規定はございませんが、法及び条例の命令の際に設置した標識の毀損という違反行為に対して、過料に処す旨を規定をしております。

第2号と第3号については、法第16条において、特定空家等に対し、命令に違反した者に

50万円以下の過料を、立入検査を拒む等した者に20万円以下の過料を課すことが定められておりますが、条例で規定をします特定法定外空家特定空地にも同様の、同様に過料を課すもので、額面は、地方自治法第14条第3項の条例に違反した者に対し、5万円以下の過料を課す旨の規定を設けることができるという規定を根拠に設定をしております。

直の施行期日については、本条例が義務や罰則である過料を課す内容となっておりますので、内容の十分な周知を行う必要があることから、令和5年1月1日としております。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） これから質疑に入ります。

質疑に当たっては自己の意見は述べられないことになっております。なお、質疑の回数は同一議員につき同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしくようお願いいたします。また、質問者、答弁者の発言は挙手をし、「議長」と発声した後、私から発言の指名を受けてから行っていただきます。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくようお願いいたします。

これより質疑に入ります。本案に対し、質疑ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 7ページの第15条の関係なんですけど、具体的に言いますと、例えば、空き地に雑草が生い茂って、そこに虫が発生して近所の方がとても迷惑していらっしゃったり、そんなことよくあるんですけども。

○議長（是石 利彦君） 議員、マスク取って、どうぞ。

○議員（8番 岸本加代子君） そんなことはよくあるんですけども、そういったこともこれに該当するのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） お答えいたします。

そのような状況が、現在も環境衛生の分野で、当課で通知等、指導等を行っているところでございますが、その虫が湧く状況は、身体とか、生命の重大な損害を及ぼす状況かどうかというところで判断をするようになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今課長が言われたような状況である場合は、この条例が適用できるというふうに考えていいのでしょうかということが1つと。その場合、費用をその所有者に請求することができるとなっているんですけど、その第2項ですら、所有者等に通知することが困難であるときは、この限りでない。その通知、緊急安全措置を通知することもできないような

状況にある所有者に対して、この費用は、果たして請求できるのかなと思ったんですよね。その辺どうなんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） お答えいたします。

空き家空き地等の管理は、もちろん所有者が行うべきものでございます。こちらの草が生い茂って、虫が発生してというようなところについては、まずは前段にあります通知とか勧告とかで対応していくものでありますけれども、それで間に合わないような状況、状態のときのためにこの15条を規定するもので、こちらの費用については、請求することができるとありますので、請求できない場合は町の負担となることにはなりますが、ここに記載のとおり、必要最小限の措置とありますので、それが敷地全部をどうにかするとか、そういうものではないということを考えております。敷地全部の草を刈り取ってしまうとか、町のほうで刈り取ってしまうとか、そういう待遇ではないということを申し上げます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員、3回目です。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の答弁から分かることは、安易にね、そういったことはしないけれども、もうそれが本当に必要である場合はそうしますということだと思んですけど、それでよろしいでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） お答えいたします。

ここで想定していたのは、例えば、瓦がですね、瓦が、敷地の外に崩れ落ちそうになっているものを敷地の中に引き入れるというか、道を通る方に危険が及ばないようにするとか。その瓦自体を撤去するとかいうことではなくて、いうことを想定しておりますので、空き地について、どのような危険が降りかかるかどうかというのはちょっと今、想像がつかないですが、その時々によって住民の皆様の安全を守る措置が必要であれば、この15条にのっとって措置を行うことになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかに。太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） おはようございます。議席番号6番、太田です。第2条の第……。

○議長（是石 利彦君） 2ページですね、2ページですね。

○議員（6番 太田 文則君） そうですね。

○議長（是石 利彦君） はい。

○議員（6番 太田 文則君） 第2条の第3項。確認なんですけども、国または地方公共団体が所有しまたは管理する者を除くというふうにはうたっていますけども、吉富町にこのような建物ま

たは敷地があるのかどうか、お答え願えますか。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） お答えいたします。

町が管理するようなものであるとか、一部事務組合が管理するようなものという意味合いになろうかと思えますけれども、国が管理するものといいますと、河川の関係になりましょうか。そういうものも町内に存在しております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかに。太田議員、いいですか、どうぞ。

○議員（6番 太田 文則君） ということは、山国川もその対象ということでよろしいんですか。山国川の土手。

○議長（是石 利彦君） ちょっとお待ちください。山国川。ちょっと大き過ぎて。土手。

○議員（6番 太田 文則君） いや、何か、国が所有すると条文で。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） お答えいたします。

この規定では、国または地方公共団体が所有しまたは管理するものを除くということで、これは対象としないという意味合いでございますので、そこは丁重に対応していただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかに。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 確認なんですけど、4ページの第5条5項なんですけど、立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないということは、犯罪捜査のためにこういう権限を使つてはいけないということなんですか。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） お答えいたします。

これは、法の条文にも同様の規定がございまして、町が犯罪の捜査をすることはございませんので、そういう意味合いで規定しております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 皆さん、おはようございます。細かいことはね、また委員会のほうでお聞きするんで、ちょっと根本的なことをね、皆さんにちょっと、分かっとなるか質問したいんですけど、これ施行日が令和5年1月1日からなんですけど、基本的に、吉富町の中で今、これに対象になる物件、空き家と特定空き家に、今現時点でこれに指定される物件が把握できるの

か、先日の質問で、今回、一般質問した時に言っていたんですけど、今からもう一度、正式に空き家を特定しますという形で、町は先日、返答しています。答弁しています。だから、じゃあ、以前の平成27年のときの調べた調査内容をもってして、これを対象にするのか。それとも、もう一度ちゃんとした調査を行って、そのときに初めて空き家に特定されたものに対してこれを適用になるのか、その1点で、ちょっと説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） お答えいたします。

議員のおっしゃったように、来年度、新しくまた空家調査の追加の調査といたしますか、更新の調査をしたと思っておりますが、この特定空き家と、じゃあ、その特定がつく部分ですね、そういうものにつきましては、その状態がある一定の状態よりも悪いので、全部指定をかけるというのではなく、対処が必要ということで行政が判断したものについて指定をかけてまいりますので、一概に、この状態が悪くても道の真横でない場合、田んぼの中に1軒ある場合とか、田んぼに被害が及んでいる場合もあるかと思えますけれども、そういった場合は、なかなかこの特定というのがつきにくいのかなと思っております。状態に応じて、町が関与すべき状態かどうかを判断して、この判定をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 僕の質問とちょっと違うね。せっかく令和5年1月1日から施行されるんで、この時点で次の調査までの間、時間が空いてしまうのかどうかやなくて、もう1月1日現在で今、もうどうしてもというのがあったら町が入って、これ特定空き家に指定しますと言ったら、もうすぐできるものなのかと、そういう意味です。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） 大変失礼しました。お答えいたします。

法は、平成27年から施行されているものでありますので、この条例の施行を待たず、特定空家等に関しては指定をすることは十分可能であります。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 議員席7番梅津です。条例そのものの質問というよりは、私は、空家空地対策の推進のために、今回の条例ができる、できると目して聞くんですけども、従前の法、国の法、それから、今回、町条例を合わせて、より、対象の方、高齢者が多いと思うので、パンフレット等を作成して、できれば、こういうのは爽やかな吉富町において、こういうものちゅうよりもやっぱりその前にこういうのができんかちゅうので、進んで行政に言われる前にやる

ことが一番望ましいと思うので、パンフレットを作成して啓発にすることを考えていますか。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、この令和5年1月1日までの間に住民の皆様や、それから町外にいらっしゃって、本町がこれまで空き家の対応を取ってくださいというようなお願い文書を発送しているような方については、吉富町がこういう条例を、法と一体となった条例を施行して、空き家対策や空き地対策に乗り出すということは十分周知をして、また、それに伴って、御自身で対応しようという方が現れていただくことを切に望んでおります。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） ただいま議題となっております……。失礼しました。質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第38号は、総務文教委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号吉富町空家空地対策の推進に関する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決しました。

---

### 日程第3. 議案第39号 吉富町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第3、議案第39号吉富町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案書9ページをお願いいたします。

吉富町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

令和4年4月の公職選挙法施行令の改正により、国政選挙の選挙運動における公費負担の限度額が引き上げられました。本町の条例につきましても、一部を除き、国の基準を参考としておりますので、これに併せて条例を改正するものでございます。

議案書10ページをお願いいたします。併せて附属資料の1ページから新旧対照表を掲載しておりますので、そちらも併せて御確認をお願いいたします。

まず、第4条第2号ア中、1万5,800円を1万6,100円に改める。こちらは、選挙運動用自動車借上げ費用の1日の上限額について定めたもので、国の基準に合わせて改正するものでございます。

次に、附属資料は2ページ、第4条第2号イ中、7,560円を7,700円に改める。こちらは、選挙運動用自動車に供給した燃料代の1日の上限額について定めたもので、国の基準に合わせて改正するものでございます。

続いて、第8条中、7円51銭を7円73銭に改める。これは、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価について、国の基準に合わせて改正するものでございます。

続いて、附属資料は3ページになります。

第11条中、8,800円を9,130円に改める。これは、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価についてであります。これだけは国の基準に改めると、1枚当たりの単価が高くなり過ぎるため、本町の実情に合わせて独自に上限額を設定したものでございます。こちらにつきましても、国と同様、現在の物価高騰の状況に合わせた価格とするため、再度、近隣の印刷業者数社から見積りを取り、最も高い価格を提示した事業者の見積りを上限額として設定しております。

最後に、附則としまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第39号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号吉富町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決しました。

---

#### 日程第4．議案第40号 常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第4、議案第40号常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 議案書 11 ページでございます。

議案第 40 号常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書 12 ページをお開きください。併せて附属資料の 4 ページに新旧対照表を掲載しております。

平成 19 年 6 月に前町長の選挙公約に基づいて減額をされ、現在、福岡県下の町村の中で最低の水準となっております町長、副町長、教育長の給料月額について、令和 5 年 5 月 1 日付でそれぞれの職責に見合った給料月額に改正をするものでございます。本来であれば、前回の町長の任期満了時点で改正を行っておくべきものでありましたが、結果として改正がなされないままとなっております。その後、議会の場でもこの件について御質問等を頂き、令和 3 年 5 月に改めて吉富町特別職報酬審議会に意見を求めました。その結果、常勤の特別職の給与は、その職務の内容や責任の度合いから正当に評価され、かつ、相応な額は保証されるべきであり、県内の市町村の状況も勘案し、平成 19 年 6 月の改正前とほぼ同水準の給料月額が妥当である。今回の改正案にお示ししております金額で答申を頂いたところでございます。

併せて審議会では、速やかに改正を行うべきとの意見も頂き、私ども事務方も同じ思いで、すぐ次の議会での条例改正を町長に提案をいたしました。長引くコロナの状況等も踏まえ、やはり自分に与えられた今の任期中は住民の生活を守ることを最優先とし、改正は行わないこととする。ただ、次の町長の任期については、誰が新たな町長になったとしても審議会の意見を尊重し、きちんと職責に見合った適切な給料が与えられる状況に改善をしておくべきだと意向を受けまして、このたび、次の町長の任期が開始されます令和 5 年 5 月 1 日付での給料改定について御提案をさせていただきました。

具体的な金額としましては、新旧対照表に記載のとおり、町長が現在の 62 万 1,000 円から 78 万円、副町長が 52 万 7,000 円から 62 万円、教育長が 50 万 2,000 円から 53 万円となります。

なお、町長の改正後の給料月額につきましては、県内 60 市町村中、40 番目の水準となります。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。山本議員。

○議員（5 番 山本 定生君） 今回ですね、前の時から私が言っていますように、今期ではなくて、あくまでも次の任期のときにしっかりとした給料に変えたらどうかという話はしていました。

私もそのときに報酬のほうもきちんとし形で精査してくれと。多分、審議会のほうでもその結果がこの金額だと思うんですが、私が思っていたのは、例えば、県知事、福岡県知事が135万円。ちなみに大分県知事は120万円。福岡県議会でいうと、議長が111万円、県議員は89万円、こういう数字は審議会の中では、こちらから提示しなかったか、向こうから言われなかったのか。私はもっと言うならね、例えば、カルロス・ゴーンという人間、今、犯罪者ですけど、一番最初に呼んでくるときに破格な金額で呼んできましたよね。吉富町がせっかくこうして大きな町に、まあ、一生懸命がんばろうとみんながやってるんで、そこのトップの給料というのは何か。すごいある程度ぼんとした金額出してもいいんじゃないかと、僕は心の中で正直思っています。例えば、1,000万ぐらいやってもいいんじゃないかな。カルロス・ゴーンのように億とか言われると、さすがにうちの財政上問題なんですけど。1,000万ちゅうのは冗談にしても、何かもう少し吉富町らしくね。よく行政の方は、周りに合わせるわね。大体、近隣市町村を見たらどうでしたとか、大体、合わせるとか言うんですけど。ただ、やっていることは、よそがやっていないこと一生懸命やるんですよ。でも、給料とかこういうときに限って、近隣市町村に合わせるとかいうね、何かそういうところだけがね、何か逃げ腰というかね、なるんで、そういうことは審議会の中で出なかったのか、こちらから答申かけなかったのか、ちょっとそこだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 先ほどは失礼しました。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 特別職報酬審議会の場においては、基本的には、町長、副町長、その他特別職の常勤の特別の給料を審議する場であるんですけども、基本的に近隣の状況であったりとか、他の、その職の職責、それに見合った給料月額がどの程度なのかということ審議させていただきました。先ほど引き合いに出していただきましたのは、福岡県知事等なんですけれども、町長との職責等の比較という意味でいいますと、比べる対象ではないのかなというふうを考えておりました、これは、あくまで住民の皆様にご納得いただける、水準であるかどうかということを含めて、審議をされたというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかに。横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） ちょっと忘れましたが、私は一般質問で、こういう特別職の給料も含めて、議員等の報酬をもう一度見つめ直したらどうかと思いました。

あと、いろんな方の消防団員であり、そういう方々のちょっとだいぶ、年数がたっているの、毎回、審議してほしいとお尋ねしました。その中で、今回の審議会においては、議員等は含まれていなかったのでしょうか。それと、ほかの報酬をもらっている方の審議、別の形になるかと思いますが、そういうのはなかったのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） まず、特別職報酬審議会についてなんですが、こちらの審議会には常勤の特別職の給料水準等について審議をする場となっております。ですので、この審議会には、非常勤の特別職であります議員の皆様方、それからその他の各種委員の皆様方の審議をする場ではないということで、その点について審議はいたしておりません。ただ、事務方といたしまして、当時、今議員さんから頂いた一般質問で答弁をさせていただきましたが、非常勤の特別職の水準につきましても検討をさせていただきました。これにつきましては、実は、平成20年3月に非常勤特別職の報酬は、条例を改正して減額が行われております。このときの理由といたしましては、それ以前からなんですが、非常勤特別職の報酬は、職員の給与体系、これ人事院勧告があるんですけれども、こちらに準じまして、当時からの東部3町村、新吉富村、大平村、それから、現在の上毛町、そちらとも協議と行いまして、回帰を行ってきているという経緯がございます。そのときの改正におきましては、それよりもう1つ前の平成9年3月に改定しているんですが、その当時の改定のときの水準と比較しまして、人事院勧告による職員の給料が大幅に減となっていたことから、その減額率に合わせて改正がされたという経緯でございます。

これにならしまして、前回改正時の以降、人事院勧告による給料の増減率というのを確認させていただきましたが、確認した結果、現在、0.3%程度の増にとどまっております。改正するとしても、もう100円とか、そういった水準ということになっておりまして、そういったものを踏まえまして、現時点では、ここ非常勤の特別職についての改定を行う状況ではないのかなというところで、今回、常勤に特別職の条例のみを計上させていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私の疑問は、提案の時期と実施の時期です。全協でも説明を受けましたし、今も執行部からの説明あったんですけれども、令和3年の5月に答申を受けて、答申を受けたらすぐしなければならないというものではなさそうですね。それで令和5年、今は今提案して決めて、ところが今、コロナの状況がこんな状況なので今はさけて5月だということだと思っておりますけれども、じゃあ、果たして5月にコロナがおさまっているかどうかという保証がないし、もっとひどくなっているかもしれないと思うんですよね。だから、見通しがついたそのときに提案して実施するというのが一番ベターじゃないかなと思うんですけど、その点どうなんですかね。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 先ほどもお答えしましたとおり、町長、副町長、教育長の給料につきましては、現下、県下最低の水準となっております。これについては、正しい職責に見合

った給料水準にすぐにでも改定すべきというのが報酬審議会での答申でもありますし、私どももそうしたいという思いは持っておりました。ただ、これは、町長の今、個人の、花畑町長の個人的な思いです。自身の任期中は、こういったコロナの状況もあるので、引上げは行わないという御判断をされたということでありまして、私どもとしましては、本来であれば、コロナには全く関係ない、本来であるべき適正な水準に本当はすぐにでも変えたいところなんですけれども、ここは、次の町長の任期のタイミングを、どなたが町長になってもそうしますというタイミングで改正をさせていただきたいということで、今回、御提案をさせていただきますということです。

○議長（是石 利彦君） ほかに。岸本議員。マスク取って、どうぞ。

○議員（8番 岸本加代子君） すいません。ちょっと、いまいちょっと分かんないですけど。実施は5月1日にするわけでしょ、何であっても。そしたらば、その直前にするというのが本当じゃないかなと思うんですね。このままだと、このまま、例えばですよ、コロナの状況がこういう状況ということなので、5月の時点でもっともっとこれがひどい状態になっていたとすれば、また延期ということになるのかなと思うんですよ。だから、やはり先ほどの空き地のあれで、空き家空地のあれで、措置する時間が必要だからというのは分かるんですけども、やはり実施することを、実施を目指してというか、そこを考えて、提案時期というはあるんやないかなと思って、ちょっとそこが不思議というか、疑問なんです。もう1回、お願いします。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 先ほども申し上げましたけれども、この給料とコロナの問題は別ものでございます。あくまで給料は、その職責に見合った給料水準であるべきでありますので、これはもう改正すべきということだし、コロナの状況にかかわらず、本来はそうすべきものだと考えております。ただ、今回、5月にしたというのは、町長の政策的な判断でそうされたということでありまして、本来であれば、今すぐにでも上げてても全く問題ないから、当然、そうあるべきものだと私どもは考えています。

以上です。（「かみ合っていない」と呼ぶ者あり）

○議長（是石 利彦君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決

しました。

日程第5. 議案第41号 令和3年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第6. 議案第42号 令和3年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7. 議案第43号 令和3年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8. 議案第44号 令和3年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9. 議案第45号 令和3年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第10. 議案第46号 令和3年度吉富町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（是石 利彦君） お諮りいたします。日程第5、議案第41号から日程第10、議案第46号までの6議案を一括議題といたしたいと思ます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第41号令和3年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第10、議案第46号令和3年度吉富町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6議案を一括議題といたします。

代表監査委員に監査の報告を求めます。是石監査委員。監査委員、どうぞ。

○監査委員（是石 英俊君） 地方自治第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和3年度吉富町一般会計、特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計の決算並びに基金の運用状況を示す書類を審査した結果、その意見は次のとおりであります。

1、審査対象、（1）令和3年度吉富町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿類、証書類。（2）令和3年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。（3）令和3年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。（4）令和3年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。（5）令和3年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算並びに関係帳簿、証書類。（6）令和3年度吉富町下水道事業会計剰余金の処分及び決算並びに関係帳簿、証書類。（7）基金の運用状況。

2、審査終了期日、令和4年8月25日。

各会計について、決算書及び出納日計簿、収入簿並びに支出簿により出納書類を照査の上、慎重に審議した結果、決算は計数的に正確であり、財務執行は適正であると認定しました。

また、基金の運用状況につきましては、その目的に従って適切かつ効率的に運用され、計数及び証券書類、貯金証書などとも合致しており、正確であると認めました。令和4年8月31日。吉富町監査委員、矢岡匡、同是石英俊。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ありがとうございます。

次に、決算の概要について、会計管理者に説明を求めます。会計管理者。岩井さん。岩井会計管理者。

○会計管理者（岩井 保子君） それでは、町の各会計の令和3年度決算につきまして、お手元の決算の概要により説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

この表は、一般会計及び特別会計における決算の総括表です。一番下の欄を御覧ください。

各会計の歳入決算の合計額は53億766万2,342円、歳出決算合計額は50億2,348万7,320円、繰越事業費繰越財源は2,817万1,000円、差引き残高は2億5,602万4,022円です。

2 ページをお願いいたします。

令和3年度一般会計決算の概要について説明いたします。

1、概要、（1）予算額です。当初予算額33億3,000万円、補正予算額7億4,823万4,000円、令和2年度からの繰越事業費繰越額は3億7,947万6,000円、予算現額は44億5,771万円でございます。

（2）決算額です。歳入額43億4,989万6,367円、歳出額41億398万895円、歳入歳出差引き残額2億4,591万5,472円となり、このうち吉富町財政調整基金条例の規定に基づき1億1,000万円の決算積立てを行いましたので、令和4年度への繰越額は1億3,591万5,472円です。

なお、この繰越額の中には2,817万1,000円の繰越明許費繰越額が含まれております。

（3）は、最近5か年度の決算額の状況を表に示しているものでございます。

2、歳入（1）歳入の決算額です。予算現額44億5,771万円、調定額43億9,606万5,611円、収入済額43億4,989万6,367円、不納欠損額789万2,500円、収入未済額は3,827万6,744円です。不納欠損額及び収入未済額の内訳は、備考に記載のとおりでございます。

（2）は、歳入決算額の科目別内訳です。歳入の科目ごとに令和3年度と、令和2年度を比較したものでございます。

3 ページをお願いいたします。

3、歳出、（1）歳出の決算額です。予算現額44億5,771万円、支出済額41億398万895円、執行率は92.01%、不用額は2億1,364万5,105円、繰越明許費1億4,008万4,000円でございます。

（2）歳出決算額の科目別内訳です。各項ごとの歳出決算額を次の4ページにかけて記載しております。備考欄の不用額等の内訳には、目ごとに100万円以上の不用額及び繰越明許費について記載しております。

4ページ、（3）歳出決算額の性質別内訳は、令和3年度と令和2年度の決算額を種別ごとに比較したものでございます。

5ページをお願いします。

4、町民の負担状況です。歳入総額に対する町民負担の割合は11.90%で、令和2年度と比較し、0.36%増加しております。

5、町債の現在高です。前年度末現在高の合計額は34億1,208万1,000円で、3年度中に新たに普通債2億6,027万7,000円、臨時財政対策債1億1,137万1,000円の合計3億7,164万8,000円を起債して、合計2億8,435万7,000円を償還したことにより、今年度末現在高の合計額は34億9,937万2,000円となっております。昨年度より8,729万1,000円増加しております。

6ページをお願いします。

6、町有財産の状況です。土地は、981平方メートル増加し、34万6,985平方メートルです。吉富フォーユー会館駐車場用地の購入、水路の用途配水による分離替え、寄附により1,276平方メートル増えておりますが、旧消防防災用倉庫車庫の売却により295平方メートル減少したため、差引981平方メートルの増加でございます。

建物は、増減がなく、3万1,135平方メートルです。

車両は、道路管理用車両を2台配備したことにより、31台の保有となりました。

一般会計に属する基金は、年度中に1億6,754万7,000円増加し、基金合計額は26億4,484万9,000円です。年度中の基金積立ては、財政調整基金を1億円、減債基金を3,051万6,000円、地域振興基金を5,550万円、公共下水道事業基金を1億4,000万円、ふるさと吉富まちづくり応援基金を1,386万5,637円、収入印紙公売基金を38万3,200円新たに積み立て、その他では利息積立てが合計で75万1,137円ありました。

また、取崩しを行った基金は、公共下水道事業基金が1億5,900万円、ふるさと吉富まちづくり応援基金が1,414万2,720円、収入印紙公売基金が32万8,000円です。備考欄には、各基金の令和4年3月31日現在の残高を記載しております。

権利は、年度中に、京築地区水道企業団への出資金が20万円増え、3億7,288万5,000円でございます。債権の増減はありません。

7、一部事務組合財産の状況です。土地、建物に関する増減につきましては、京築地区水道企業団で伊良原ダムの共有施設の持ち分が県から示されたことに伴い、土地の保有状況の見直しを行うとともに、建物につきましても、精査を行った結果、土地は14万1,580平方メートル増加し、17万9,237平方メートルに、建物は963平方メートル減少し、4,943平方メートルとなっています。

組合債の残高につきましては、吉富町外一市中学校組合は1,718万5,000円減少し、1億7,575万5,000円、豊前市外二町清掃施設組合は8,723万8,000円が減少し、3,834万円。京築広域市町村圏事務組合は3,178万5,000円減少し、3億4,808万3,000円、京築地区水道企業団は3億6,865万2,000円が減少し、31億5,110万3,000円でございます。

7ページから8ページにかけては、歳入歳出決算の科目別の割合を円グラフで示しております。

9ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計決算の概要でございます。

1、概要、(1) 予算額です。当初予算額8億2,416万7,000円、補正予算額1,145万8,000円、予算現額は8億3,562万5,000円です。

(2) 決算額です。歳入額8億2,326万6,168円、歳出額7億9,662万3,077円、歳入歳出差引き残額は2,664万3,091円です。基金への積立ではありませんので、翌年度繰越額は、歳入歳出差引き残額と同額の2,664万3,091円です。

(3) は、最近3か年度の決算額の状況を記載しております。

次に、2、歳入(1) 歳入の決算額です。予算現額8億3,562万5,000円、調定額8億4,241万2,957円、収入済額8億2,326万6,168円、不納欠損はありません。収入未済額は1,914万6,789円でございます。

(2) は、歳入決算額の科目別内訳は、歳入の科目ごとに令和3年度と令和2年度を比較したものでございます。

10ページをお願いいたします。

3、歳出、(1) 歳出の決算額です。予算現額8億3,562万5,000円、支出済額7億9,662万3,077円、執行率は95.33%、不用額3,900万1,923円で、内訳は、備考に記載しているとおりでございます。

(2) 歳出決算額の科目別内訳は、歳出科目ごとの令和3年度と令和4年度の比較でございま

す。

4、補保険者の負担状況です。令和3年度と令和4年度を比較したもので、令和3年度の歳入総額に対する被保険者負担の割合は、13.85%です。

5、基金です。保険給付費支払準備基金は、年度中に利息と合わせて301万2,396円を積み立てましたが、1,960万715円を取り崩したため、1,658万8,319円減少し、今年度末現在高は1億3,019万9,576円です。高額療養資金貸付基金は、年度中の増減がなく、今年度末現在高は、原資額の350万円でございます。

6、債権につきましてはございません。

11ページです。

奨学金特別会計決算の概要になります。

1、予算額です。当初予算額3,376万5,000円、補正予算額は1,154万9,000円の減額で、予算現額2,221万6,000円です。

2、決算額です。歳入額2,275万9,795円、歳出額1,376万2,217円、歳入歳出差引き残額899万7,577円で、全額が翌年度への繰越額となります。

3、歳入の決算額は、科目ごとの予算現額と収入済額、差引き増減を記載しております。差引き増減の三角表記は歳入超過を示しております。

4、歳出の決算額は、このその他の予算現額と支出済額、不用額を記載しております。

5、基金です。奨学金基金は、年度中に利息と合わせて731万3,589円を積み立て、今年度末現在高は9,335万3,264円となっております。

12ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計決算の概要です。

1、予算額です。当初予算額1億1,568万円、補正予算額は330万3,000円の減額で、予算現額1億1,237万7,000円です。

2、決算額です。歳入額1億1,174万13円、歳出額1億910万1,131円、歳入歳出差引き残額263万8,882円で、全額が翌年度への繰越額となります。

次に、3、歳入の決算額は、科目ごとの予算現額と収入済額、差引き増減及び令和2年度の決算額を記載しております。歳入増減の三角表記は歳入超過を示しております。

また、令和2年度決算額との比較は、合計で134万3,482円の減額となっております。

4、歳出の決算額です。科目ごとの予算現額と支出済額、不用額、令和2年度決算額を記載しております。令和2年度決算額との比較は、合計で125万4,141円の減額です。

以上で説明を終わります。

○議長（是石 利彦君） 暫時休憩をいたします。再開は15分、10時15分とします。

午前11時02分休憩

午前11時10分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き再開いたします。

引き続き、水道事業会計、下水道事業会計の決算の概要について、担当課長の説明を求めます。  
上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） それでは、令和3年度吉富町水道事業会計決算の概要につきまして御説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

1、収益的収入及び支出、まず、収入につきましては、当初予算額1億4,959万7,000円に、補正予算額はマイナスの2万4,000円、予算現額は1億4,957万3,000円です。支出につきましては、当初予算額1億3,607万4,000円に、補正予算額はマイナス646万円、予算現額は1億2,961万4,000円です。これに対しまして、決算額は、収入1億5,747万8,321円、支出は1億1,826万2,008円で、収入支出差引き残高は3,921万6,313円となっております。

次に、2、資本的収入及び支出、収入につきましては、当初予算額8,759万8,000円に、補正予算額マイナス1,340万円、予算現額は7,419万8,000円です。支出につきましては、当初予算額1億3,908万7,000円に、補正予算額マイナス338万円、予算現額は1億3,570万7,000円となっております。これに対し、決算額は、収入7,301万2,000円、支出は1億2,171万3,841円で、収入支出差引き残高はマイナスの4,870万1,841円となっております。

この資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,870万1,841円は、過年度損益勘定留保資金4,279万6,796円と当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額590万5,045円で補填をいたしております。

続きまして、3、契約の要旨でございます。令和3年度における契約のうち、主なものを掲載しております。

4、業務についてであります。年度末給水人口のほか、記載の項目につきまして、令和3年度と令和2年度を比較して掲載してございます。年度末給水人口は6,071人であり、令和2年度に比べ14人の増。3行目、年間配水量は64万7,827立方メートルであり、令和2年度と比べ、4,912立方メートルの増。5行目、年間給水量は61万2,954立方メートル、令和2年度に比べ、3,010立方メートルの増となっております。有収率につきましては、94.62%ということで、令和2年度に比べ、0.25%下がりはしたものの、令和3年度も漏

水調査に努めまして、大きな漏水は発生しておらず、引き続き、高い有収率に収めることができました。今後も入念な監視を行い、漏水の早期発見、早期修理に努め、有収率を維持及びさらなる向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、5、企業債及び一時借入金の概要です。企業債につきましては、第3配水池築造工事分と下水道工事に伴う本管布設替工事分が主なものであり、前年度末残高5億6,350万2,454円に本年度借入高4,230万円を加え、本年度償還高2,604万6,346円を差し引きまして、本年度末残高は5億7,975万6,108円となっております。

一時借入金はございません。

6、令和3年度水道事業会計固定資産明細でございます。

固定資産の年度当初現在高は22億688万3,075円で、当年度増加額は8,697万450円、当年度減少額は1,738万8,128円、差引きいたしました年度末現在高は22億7,646万5,397円でございます。

最後に、当年度減価償却増加額は3,428万8,764円、当年度減価償却減少額は1,536万3,722円で、減価償却累計額総計は8億5,982万6,477円となっており、年度末償却未済高は14億1,663万8,920円です。

以上で、令和3年度吉富町水道事業会計決算の概要についての説明を終わります。

引き続きまして、14ページをお願いいたします。

令和3年度吉富町下水道事業会計決算の概要についてでございます。

1、収益的収入及び支出、収入につきましては、当初予算額が2億7,869万5,000円で、補正予算額の571万3,000円を合わせまして、予算現額は2億8,440万8,000円です。支出につきましては、当初予算額2億5,913万5,000円に、補正予算額889万5,000円を合わせまして、予算現額は2億6,803万円でございます。これに対しまして、決算額は、収入2億8,309万8,209円、支出は2億5,808万6,736円で、収入支出差引き残高は2,501万1,473円となっております。

次に、2、資本的収入及び支出、収入につきましては、当初予算額3億6,890万3,000円に、補正予算額はマイナス803万4,000円、予算現額3億6,086万9,000円です。支出につきましても、当初予算額4億7,493万円に、補正予算額はマイナス930万円、予算現額は4億6,563万円となっております。これに対しまして、決算額は、収入2億7,096万9,000円、支出は3億7,558万8,030円で、収入支出差引き残高はマイナスの1億461万9,030円となっております。

この資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億461万9,030円は、過年度損益勘定留保資金1,596万3,881円と当年度損益勘定留保資金6,747万4,239円、当年度消

費税及び地方消費税資本的収支調整額1,398万910円で補填をいたしております。

そして、なお、不足する額720万円は当年度同意済企業債の未発行分をもって、翌年度に措置をするものとしております。

続きまして、3、契約の要旨でございます。水道事業と同様に、令和3年度における契約の中から抜粋して掲載をしております。

4、業務についてであります。行政区域内人口のほか、記載の項目につきまして、令和3年度と令和2年度を比較して掲載してございます。行政区域内人口は6,674人、令和2年度に比べ44人の減。処理区域内人口は、令和3年度4,190人と、下水道事業区域の拡張に伴いまして180人増加しております。水洗化人口は、令和3年度2,300人、供用開始区域の拡張に伴いまして、これは170人の増加であります。年度末処理戸数も1,041戸となりまして、77戸の増となっております。普及率は、令和3年度62.78%となりまして、昨年度より3.09%の増、有収水量も下水道使用者の増加に伴いまして、令和3年度は24万9,210立方メートルで、前年対比1万1,448立方メートルの増となっております。

下水道事業は、関係各位の御理解御協力によりまして、水洗化人口普及率等順調に向上しているところでございます。今後も、引き続き、下水道接続者の増加推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、5、企業債及び一時借入金の概要です。企業債につきましては、前年度末残高27億6,707万6,273円に、本年度借入高1億8,700万円を加えまして、本年度償還高1億932万9,002円を差し引きまして、本年度末残高は28億4,474万7,271円となっております。

一時借入金はございません。

6、令和3年度下水道事業会計固定資産明細でございます。

固定資産の年度当初現在高は54億5,784万8,470円で、当年度増加額は2億5,284万9,065円、当年度減少額は806万8,130円、差引きしました年度末現在高は57億262万9,405円でございます。

当年度減価償却増加額は1億5,162万500円、当年度減価償却累計額総計は4億5,263万7,377円となっております。年度末償却未済高は52億4,999万2,028円であります。

以上で、令和3年度吉富町下水道事業会計決算の概要についての説明を終わります。

○議長（是石 利彦君） 決算の概要説明が終わりました。

引き続き、議案第41号令和3年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第41号令和3年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定については、本日は決算書の内容について、執行部からの説明を受けることにとどめ、質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号令和3年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定については、本日は決算書の内容について、執行部からの説明を受けることにとどめ、質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

それでは、決算書の一般会計歳入歳出決算事項別明細書1ページから順を追って説明を求めます。税務課長。失礼しました。

○税務課長（岩井 保子君） 1ページから2ページにかけて、1款町税について説明いたします。

調定額は前年度より3,663万9,800円減少し、8億1,558万5,138円でございます。税別の内訳といたしまして、1項町民税が1,784万9,807円の減額で、そのうち1目個人町民税は1,565万3,782円、2目法人町民税は219万6,025円、共に減額でございます。

2項固定資産税も2,439万8,224円の減額です。

3項軽自動車税におきましては44万4,000円増額しております。

4項のたばこ税も535万8,631円の増額です。

収入済額は、前年度より3,269万5,603円減少の7億7,425万5,825円でございます。

不納欠損額は789万2,500円で、前年度より774万3,900円増えております。

固定資産税における現年課税分が2件と滞納繰越分が1件です。

滞納繰越分につきましては、平成26年度から31年度の6年分でございます。いずれも法人の倒産や解散による納税義務者非存在の案件でございます。滞納者数は157人で、前年度より27人減少しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 3ページ。4ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 4ページ、9款1項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で、予算額1,139万6,000円に対し、調定額、収入済額が共に1,141万1,000円でございます。令和3年度のみ措置といたしまして、厳しい経営環境にある中小企業者に対して、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税を2分の1またはゼロとする軽減措置が設けられましたが、これによって町の固定資産税の税収が減少した分について、

全額、国から特別交付金として交付されたものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 続けて……。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 合わせて4ページ。

○議長（是石 利彦君） 4ページ。はい。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 10款1項1目地方交付税で、予算額13億7,156万6,000円に対し、調定額、収入済額共に13億9,188万4,000円でございます。内訳としましては、1節普通交付税が予算額、調定額、収入済額、全て13億156万6,000円、2節特別交付税が、予算額7,000万円に対し、調定額、収入済額が共に9,031万8,000円でございます。

令和3年度の国の補正予算において、令和3年度のみ措置として、臨時経済対策費2,613万4,000円、臨時財政対策償還基金費3,051万6,000円が上乗せで交付されたこともあり、普通交付税につきましては、対前年度比で約16.2%の大幅増となっております。

なお、特別交付税はほぼ前年度と同額でございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 同じく4ページ、12款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金の1節児童福祉費負担金でございます。調定額2,824万1,456円に対しまして、収入済額2,716万6,246円、収入未済額107万5,210円になっております。この内訳ですが、保育所関係調定額のうち、現年分調定額2,019万2,450円に対しまして、収納額が1,999万7,160円で収納率は99.03%、滞納者は2名でございます。また、滞納繰越分の調定額につきましては163万4,610円に対しまして、収納額が84万1,290円で収納率は51.47%、残りの滞納者につきましては9名でございます。

また、放課後児童クラブ、保育料につきましては、調定額が635万4,446円に対しまして、収入済額626万7,846円、収入未済額が8万6,600円になっております。この内訳ですが、調定額のうち、現年分調定額が628万2,946円に対しまして、収納額が619万6,346円で収納率は98.62%、滞納者は3名でございます。滞納繰越分の調定額は7万1,500円に対しまして、収納額が7万1,500円で、収納率は100%でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 5ページ。6ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 13款1項5目2節の住民福祉センター使用料についてです。

住民福祉センターひだまりを高齢者の文化活動や教養、健康、福祉の増進等を目的とする活動

の場として、令和3年4月から一般利用を開始しております。会議室や空調設備の使用料として、延べ176件の使用がございます。施設の使用料として2万6,250円、空調利用料として3万200円の内訳となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） あいあいセンター所長。

○吉富あいあいセンター所長（友田 哲也君） 6ページ、真ん中くらいをお願いいたします。

13款1項6目1節のあいあいセンター使用料でございます。こちらのほうの歳入も令和3年度から新規で利用料として頂くようになったものでございまして、健康づくりを行う体操、太極拳、ヨガというような、そのような団体が定期的に利用していただいているものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 6ページ他に、7ページ。8ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 8ページ、14款2項1目7節住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金補助金についてです。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、住民税非課税世帯や家計急変世帯に対し、速やかな生活支援を行うため、1世帯当たり10万円の給付金を支給する事業です。本事業は、申請期限が令和4年9月30日までとなっており、繰越事業として、4月1日以降の確認書や申請受付でも対応をしております。臨時特別給付金事業補助金は763世帯、非課税世帯761世帯、家庭急変世帯2世帯への給付金事業。それから申請書郵送料や振込手数料など、給付金準補助金として、令和4年3月31日までの対象事業費の補助金となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） すいません、7ページに戻って。

○議長（是石 利彦君） 7ページ。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 14款1項2目1節保健衛生費負担金の2段目、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金でございます。これは、昨年度、コロナワクチン接種で繰越額を合わせまして4,195万5,000円に対しまして、収入済額が3,431万9,340円となっております。この費用は、病院等で個別に接種する費用に対する国からの負担金で、補助率は10分の10でございます。

以上です。

すいません、それと、引き続いて8ページをお願いいたします。

14款2項1目4節低所得の子育てに対する生活支援特別給付金補助金921万9,000円でございます。

コロナによる国の事業で、対象者は、令和3年3月31日時点で、18歳未満の児童を養育する方のうち、令和3年1月1日以降の収入が減少し、住民税非課税相当の住民になった方若しくは高校生以上の児童のみを養育していて、令和3年度住民税均等割が非課税の方が対象で、補助額は児童1人当たり5万円の給付となっており、補助率は10分の10でございます。これの事務費につきましては、電算のシステム改修等となっております。

同じく5節子ども・子育て支援事業費補助金319万円でございます。児童手当特例給付の支給に関わる所得制限が、令和4年10月分支給から設けられ、また、現況届の提出が不要になるということに伴う電算システムの改修費用の補助金で、これも補助金は10分の10でございます。

続きまして、6節子育て世帯臨時特別給付金1億1,457万2,000円でございます。これもコロナによる国の事業で、対象者は①として、令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童。②令和3年9月30日時点で高校生の児童、③令和4年3月31日までに生まれた児童手当支給対象児童のいずれかに該当する児童が対象で、補助額は児童1人当たり10万円の給付となっており、補助率は、これも10分の10でございます。事務費につきましても、電算システムの改修となっております。

続きまして8節保育対策総合支援事業費補助金63万5,000円でございます。コロナによる国の事業で、町内の認可保育所にコロナ安全対策として、コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、保育所等で使用するマスクや消毒液等の購入に対する費用の補助金で、補助率は2分の1でございます。

最後に、9節保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金91万2,140円でございます。新型コロナウイルス感染症への対応と、少子高齢化への対応が重なる保育の最前線において働く保育士等の処遇改善のため、令和4年2月から9月までの間、職員に対して3%程度、月額9,000円の賃金改善分に対応するための費用の補助金で、補助率は10分の10でございます。

同じく8ページ、14款2項2目2節の疾病予防対策費補助金でございます。これは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金で、繰越しを合わせまして、予算額6,385万4,000円に對しまして、収入済額5,201万5,000円となっております。これは集団接種に対する費用でございまして、補助率は10分の10となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 9ページ。地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 9ページの5目総務費補助金2節地方創生推進交付金でございます。これにつきましては、交流マルシェ委託運営業務・特産品開発事業の委託料にまちづくり会社運営支援と空き家健康活用助成金を加えた2,447万1,000円に、交付率の50%を乗

じた金額でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 10ページ。建設課主幹。

○建設課主幹（南 博己君） すいません、9ページをお願いします。

○議長（是石 利彦君） 9ページ。

○建設課主幹（南 博己君） 3目土木費補助金1節社会資本整備総合交付金でございます。予算額8,121万3,000円に対しまして、調定額、収入額共に7,186万円で、差額935万3,000円についてでございます。備考欄の上から2番目、社会資本整備総合交付金（町営住宅分）2,566万2,000円でございますが、こちらは、幸子団地の改修事業に伴う国庫補助金でございます。この改修事業につきましては、令和2年度からの明許繰越分と、令和3年度分の前払金、以下につきましては、令和4年度に繰越をいたしておりますため、その差額分となっております。

なお、補助率は45%となっております。

続いて、6目農林水産業費補助金です。予算額164万円に対しまして、調定額、収入額共に80万円で、差額84万円についてです。こちらは、防災重点農業用ため池に指定されております6池について、令和2年度より、順次、ため池の劣化調査を行っておりますが、この事業につきましては、国の補正予算を頂き、それをそのまま令和2年度から明許繰越分とし、令和3年度分と一括で事業を実施いたしております。令和4年度につきましても、同事業を国へ要望しておりましたところ、また国の補正予算を頂けることとなりましたので、それをそのまま令和4年度に繰越しいたしましたため、差額分84万円となっております。

なお、補助率は100%となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） 5目1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。この節の予算額のうち、273万3,000円をシステム整備費補助金相当分として、転入・転出手続のワンストップ化対応事業分ということで予算計上しておりましたが、歳出予算451万円とともに令和4年度に繰り越したため、令和3年度中の調定額、収入額ともございません。国の補助を受けるため、国からの指示により、令和3年度予算として計上し、全額を令和4年度に繰越して事業を実施するものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 9ページいいですか。10ページ。建設課主幹。

○建設課主幹（南 博己君） 3項委託金、3目土木費委託金でございます。すいません。1節

河川海岸費委託金でございます。予算額187万円に対しまして、調定額、収入額共に157万2,110円で、差額29万7,890円についてです。こちらは、山国川樋管管理委託金でございますが、広津第1、第2、第3樋管におきまして、国による改修工事が実施されました関係で、令和3年10月から令和4年3月までの間、定期点検が不要となりましたことから、委託金につきましても減額となったものなのです。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 10ページいいですか。11ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 15款2項2目2節児童福祉費補助金の下から2番目です。

保育対策総合支援事業費補助金、これの内容につきましては、認可外保育所が来年度、令和5年度から認可移行に関して、この準備の調査費用といたしまして、県からの頂いた補助金で、補助率につきましては4分の3となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 同じく11ページの一番下にあります2節児童福祉費補助金の福岡県結婚新生活支援事業費補助金でございます。これにつきましては、福岡県の新婚生活支援事業費補助金交付要綱に基づいた補助金でございます。その要件は、世帯所得が400万円未満、夫婦ともに39歳以下、県の要綱が訂正された令和3年1月1日以降に入籍された新婚世帯に限るという条件が書かれております。このため、令和3年度の町への申請世帯は29世帯ありましたが、このうち県の条件に12世帯が該当し、その対象金額が131万4,400円、その3分の2が県の補助金となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 12ページ。13ページ。14ページ。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 14ページ、一番下でございます。ふるさと吉富まちづくり応援寄附金についてです。予算額4,200万円に対しまして、収入済額2,414万7,000円と1,785万3,000円の見込み減となっておりますが、理由といたしましては、予算額4,200万円の内訳としまして、個人のふるさと納税額3,000万円、企業版としまして1,200万円を予定しておりました。個人分では、3,000万円に対し、2,104万7,000円の収入、企業版につきましては、1,200万円に対し、310万円と、それぞれ約900万円の見込み減となったため、その残が出ております。個人版の減の理由といたしましては、令和3年度より、従来のポータルサイト、さとふるのみから、楽天、ふるさとチョイスを追加することで前年の倍増を想定しておりましたが、100万円ほどの微増に伴ったためでございます。企業版につきましては、令和3年度中に1社900万円の納入を予定をさせていただいてお

りましたが、企業からの寄附が相手様の御都合により令和4年度にずれ込んで、1,000万円として納入を頂いたための減となったためです。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 15ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 18款1項1目2節特定目的基金繰入金のふるさと吉富まちづくり応援基金繰入金で1,414万2,720円の歳入でございます。これは、前年度に頂きましたふるさと納税のうち、基金に積み立てたものの一部について、実際の町の事業に活用するため、基金から繰入れを行ったものでございます。内訳としましては、企業版ふるさと納税で1,000万円、こちらをかわまちづくり事業に充当をいたしました。このほか、一般のふるさと納税から敬老会事業に65万円、安心安全見守りカメラ設置事業に152万200円、婦人がん検診の拡充分に102万6,520円、直江児童遊園の滑り台の整備に94万6,000円、合計で414万2,720円をそれぞれの事業費の一部として活用させていただきました。今後も、吉富町にふるさと納税をしていただいた方々の思いを大切に、しっかりとまちづくりに活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 16ページ。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 5節雑入の欄の下から2番目でございます。コミュニティー助成事業助成金1,500万円についてです。こちらは、宝くじを収益の財源としての助成金であり、直江区公民館の建て替え事業に関する助成金でございます。

なお、補助率は5分の3、上限1,500万円を頂いています。なお、これを町を経由をし、直江自治会へ歳出として補助をいたしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 17ページ。建設課主幹。17ページ。

○建設課主幹（南 博己君） 21款町債1項町債2目土木債2節公営住宅建設事業債でございます。予算額1億3,890万円に対しまして、調定額、収入額共に8,037万7,000円で、差額5,852万3,000円についてです。これは、現在、整備を行っております幸子団地の住戸改善等改修事業に伴うものでございます。こちらは、令和2年度からの明許繰越分と令和3年度分の前払金、以外につきましては、令和4年度に繰り越したため、その差額分でございます。

続きまして、3節地方道路等整備事業債でございます。予算額2,430万円に対しまして、調定額、収入額共に1,510万円で、差額920万円についてです。こちらは、道路更新防災対策事業におきまして、事業費の減と道のり橋外2橋の詳細設計の起債額が、少額でありましたことから借入を行わなかったことによるものでございます。3目農林水産債でございます。2節

公共事業等債でございます。予算額3,280万円に対しまして、調定額、収入額共に3,280万円でございます。これにつきましては、漁港整備における令和2年度からの明許繰越分と、令和3年度分となっております。その次に3節地域活性化事業債でございます。予算額340万円に対しまして、調定額、収入額共に240万円で、差額100万円についてでございます。これは、漁港関係事業から県補助金を引いた後の単費分に対する起債でございますが、漁港内水銀灯LED化工事の設計金額と最終契約金額の町負担分の起債についての差額が100万となっております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（梅林 正典君） 17ページ、一番下になります6目緊急防災減債事業債でございます。予算額8,710万円に対し、調定額、収入済額いずれも5,730万円でございます。これにつきましては、個別受信、防災行政無線、個別受信器デジタル化更新工事の起債となっております。この事業は、令和2年度から3年度にかけて行うことで、令和3年度事業分の起債として100%の充当率となっております。

なお、予算額と比較して、調定額、収入済額との差は、事業費減額分の差となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 18ページ。

ちょうど12時になりました。暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

午後0時00分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き再開いたします。

歳出18ページからです。18ページ、19ページ、20ページ、未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 上の段の7節報償費でございます。政策推進アドバイザー謝金としまして10万円でございます。こちらは、当初予算では毎月、3名の方に毎月3回、延べ108回ということで54万円を予定しておりましたが、実績といたしましては、2名の方に延べ20回ということになっておりますので、44万円が執行残となっております。そちらが、こちらにあります50万円の不用額の大きな内訳となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 12節委託料で、予備費から40万7,000円を充用しております。こちらにつきましては、職員採用試験委託料について、当初50人分を見込んで予算計

上をしておりましたが、結果として、見込みを大幅に超えます155人の受験者の申込みがあったことから委託料が不足したため、予備費から充用させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 21ページ、未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 上の段の18節負担金補助金及び交付金についてでございます。備考欄の下から4番目、区振興事業補助金でございます。この540万円につきましては、直江区の公民館の建て替え工事に町より500万円、それと土屋区の公民館は下水道に接続する補助金として40万円の内訳でございます。

引き続き、その一番下のコミュニティー助成事業助成金1,500万円は、歳入でも申しましたとおり、宝くじの収益金を持って、直江公民館の建て替え工事費へ助成金として支出したものです。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 22ページ、23ページ、総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 5目財産管理費14節工事請負費でございます。予備費から106万4,000円を流用させていただいております。これは、一番上の庁舎冷暖房取替工事費に充てたもので、役場庁舎の庁議室、及び無線室に設置しておりますエアコンが老朽化により故障し、修理が不可能な状態となりました。いずれの部屋も利用頻度が高く、早急にエアコンを整備する必要がありましたので、予備費を充用し、設備の取替工事を実施させていただいているところであります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（梅林 正典君） 上のほうになります。5目財産管理費14節工事請負費で124万7,350円の不用額についてです。主には安心、安全見守りカメラ設置工事費で124万6,800円の執行残が出ております。

理由としまして、予算は全てポールから設置する工事費にしまして11か所分、381万2,000円を計上いたしましたが、設置した11か所中、ポールからの設置は6か所でよかったことと、それから入札執行残による不用額となります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 23ページ、6目企画費7節報償費についてです。定住化奨励金538万8,948円についてです。これにつきましては、町内に住宅を新築、建て替え、または購入された方に対して、家屋及び土地に課税される固定資産税相当額を奨励金として3年間

交付する制度でございます。

平成30年から令和2年の取得分が対象となり83件の申請がございました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 24ページ、23ページ、どうぞ。教務課長。

○教務課長（小原 弘光君） 6目企画費18節負担金補助及び交付金の不用額122万669円について説明をします。

備考欄、一番下の奨学金返還支援事業費補助金では、30件分、300万円予算に対し22件の支出となり、110万7,000円の不用額が生じましたが、年度中に支払った奨学金返還額により、翌年度の4月に助成金額が確定するため、減額補正を行うことができませんでした。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 24ページ、25ページ、危機管理室長。

○危機管理室長（梅林 正典君） 25ページ、上のほうになります。9目交通安全対策費14節工事請負費で支出済額95万400円についてです。これにつきましては、鈴熊、今吉上、土屋、喜連島上地区に設置しましたカーブミラーの新設4か所と、フォーユー会館の利用者の安全確保を図ることを目的に行いました接続道路グリーンベルト等、設置工事を行った工事費の支出となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 25ページ、いいですか。26ページ、総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 13目情報化推進費12節委託料及び18節負担金補助及び交付金についてでございます。12節委託料のうち、入札契約システム運用保守料がゼロ円となっております。これは、当初、入札契約システムのうち、契約管理システムと競争参加資格申請受付システムの入札関連の2つのシステムにつきまして、町単独での事業者との契約を想定しておりましたが、次の18節の27ページに掲載しております福岡電子自治体共同運営協議会、こちらのほうが事業者と交渉を行いまして、加入団体間での共同利用としての契約が可能となったことにより、同協議会への負担金の一部として予算を流用してお支払いをしたためでございます。

なお、この共同利用の効果で、合計で約73万円、安価に契約ができております。加えて、競争参加資格申請受付システムにつきましては、当初は、契約をした4月からの1年間の利用料の支払いを想定しておりましたが、実際にシステムを活用した昨年12月から3月までの4か月間のみの御使用の支払いだけ済ませることができましたので、こちらで約49万円の削減ができます。これらの理由から不用額が生じているものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 27ページ、地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 27ページ、14目まち・ひと・しごと創生事業費の11節役務費でございます。6目の企画費から5万9,000円を流用しております。これは、町の移住定住情報発信をさらに充実させるために取り組んだホームページの管理料が不足したためでございます。

続いて、12節委託料の一番上にあります地方創生事業として、交流マルシェ企画運営業務委託料769万3,400円により、駅前のみならず漁港、河川敷に場所を展開し、また漁協、商工会などの関係機関と連携しながらマルシェを3回実施しております。

続いて、上から4番目の特産品開発298万7,600円では、13品目を開発、支援し、特にサツマイモを使用した特産品は多くのメディアに取り上げられました。

戻りまして、上から2番目の地域おこし協力隊導入採用業務委託料189万2,000円と一番下の地域おこし協力隊、お試し体験プログラム実施委託料99万円は、前年度からの繰越事業です。採用業務では113名の応募があり、うち4名の方がお試し体験プログラムに参加されました。その結果、上から3番目の地域おこし協力隊事業委託料497万2,000円において2名の協力隊が着任し、SDGsや情報発信に関する業務に取り組んでおります。なお、募集や委託に関する経費は、全額特別交付税の対象でございます。

続いて18節の負担金補助及び交付金の上から4番目の新婚家庭新生活応援補助金766万4,400円により、少子化対策として新規分29件、更新分49件の助成を行いました。

その下の女子集客のまちづくり空き家活用事業推進補助金1,079万円は繰越事業です。まちづくり会社が事業主体となって前年度に空き家であった土地と家屋を取得し、令和3年度は店舗オーナーの決定と改築工事を実施し、今年の5月24日に牛もつ鍋店よし藤をオープンさせました。

その下の女子集客のまちづくり活性化促進事業推進助成金300万円は、まちづくり会社への運営費用の一部を助成したものでございます。この18節の不用額の主な要因としましては、上から3番目の創業促進事業助成金について、複数の相談がありましたが、申請まで至らず2件分の100万円が不用額となっております。

ほかには、新婚家庭新生活応援補助金について、転居等により30万円が不用額となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 28ページ、27ページ、住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） 同じく18節、上2つの空き家関連の補助金についてでございます。予算額は、この節のうち225万円に対し不用額は111万8,000円でございます。空き家

改修事業補助金は、空き家バンクに登録された空き家の改修工事費用の2分の1を限度額50万円で、家財処分費用の2分の1を限度額10万円で補助するもので、令和3年度の補助は工事2件、家財処分1件でございました。

その下、空き家バンク利用促進補助金は、空き家バンクを介して物件を賃貸、または購入された方に対し、仲介手数料の一部を5万円を限度に補助するもので、令和3年度の補助は1件でございます。

要補助金は、年度末まで交付申請が可能でありますため減額補正は行わず、執行残が生じております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 27ページですか。28ページ、未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 中ほどでございます。16目ふるさと吉富まちづくり応援事業12節委託料と24節積立金におきまして、それぞれ525万9,836円と1,266万8,561円の不用額が出ております。これは、先ほど歳入のほうで御説明をしましたが、ふるさと吉富応援給付金において見込み減に伴いまして、さとふるなどのポータルサイトへのふるさと納税された方への返礼品郵送料や返礼品の代金の支払い業務委託料が減になったこと、また、同様に寄附金の基金への積立額が減額になったためでございます。

続いて、その下の19目町制施行80周年記念事業10節需用費におきまして50万円を令和4年度へ繰越しをさせていただいております。これは、80周年記念式典冊子を2月19日の式典に向け、作成を引き続き令和4年度に繰越しで行ったためでございます。

さらにその下でございます。12節委託料におきまして、予備費から次の29ページの一番上にまたがりませんが、予備費から96万4,000円の充用させていただいております。これは、令和4年度にいつてすぐの5月に開催いたしました80周年の各種記念行事に向け、住民へ周知、PR、そして機運の向上を目的に、備考にあります懸垂幕作成業務委託料としまして、マルミヤ横の県道の歩道橋の両面に横断幕を2枚、役場前に懸垂幕を1枚製作した41万3,600円と関係者やイベントスタッフ配付用としまして、マスク政策業務委託として青い記念マスク1,000枚を27万5,000円、さらに追加としまして白い記念マスク1,000枚を27万5,000円、合計96万3,600円を支出させていただいたものでございます。

なお、青いマスクが2月の末に、あとの2つにつきましては3月の年度末に、ぎりぎりでの急遽の作成となり、議会上程が間に合わず、予備費よりの充用とさせていただきました。

10年ぶりのイベントでもあり、計画的な予算計上ができず、議員の皆様事前に十分な説明ができませんでしたことを、この場をお借りし、おわび申し上げます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） 28ページでございます。一番上、15目交通製作費12節委託料です。この節の不用額は549万7,661円で、備考に記載をしております4つの公共交通の運行のために必要な経費を予算計上しておりましたが、委託料の支払いに際しましては、運行経費から運賃収入分を差し引いた額を支払うため、その分、執行残が生じたものでございます。

各項目の執行残と乗客数を申し上げます。築上東部乗合タクシー75万1,390円で1万3,126人、町内巡回バス35万9,550円で5,959人、コミュニティバス豊前中津線76万2,381円で8,354人、一番下のデマンドタクシー運行委託料につきましては、タクシー車両を使用することから、車両の維持費や人件費が不要で、予約があった便のみタクシーの運賃から1人当たり300円の利用料を差し引いた額が運行委託料となるため、執行残が362万4,340円と多くなっております。乗客数は216人です。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 28ページ、ありませんか。29ページ、税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 2項徴税費1目税務総務費22節償還金利息及び割引料で、予備費から15万円を充当いたしております。予定申告納税の下、法人住民税におきまして、確定申告に伴い、法人税割額が過大納付となり、還付が生じました。還付金額が確定時点での予算額を上回り、予算に不足が生じたことから予備費から15万円を充用いたしました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 30ページ、住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） 2款3項1目戸籍住民基本台帳費12節委託料です。繰越明許費の欄の451万円を次年度に繰越しをしております。内容は、次の31ページに引き続き、委託料の備考、一番下でございます。転入転出ワンストップ化対応業務委託料でございます。繰越しのため、決算額はゼロ円となっております。

先ほど、歳入でも御説明いたしました。国の補助を受けるため、国からの指示により、令和3年度予算に計上し、全額を令和4年度に繰越したものでございます。

デジタル社会形成整備法による住民基本台帳法の一部改正で、マイナンバーカード所有者がマイナポータルからオンラインで転出手続を行うところに転入予約を行い、転入の市町村があらかじめ通知された条項により事前準備を行うことで、転入転出の手続の短縮化を図るものでございます。令和4年12月までに改修を行い、その後、サービスを開始するスケジュール案となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 31ページ、32ページ、33ページ、34ページ、福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 34ページ、3款1項1目社会福祉総務費です。住民税非課税世帯等に対する臨時給付金で、翌年度繰越額の欄、繰越事業費として2,906万4,000円を、令和4年9月30日を期限とする給付金申請の受付分として対応しております。

12節委託料です。電算システム改修委託料の備考欄ゼロ円ですが、200万円を繰り越した上、令和4年度の支払いに対応していくものです。

18節負担金補助及び交付金、35ページにわたります。臨時給付金として2,650万円を繰越し、令和3年度分では7,800万円、3月31日までに支給が完了した763世帯分、7,630万円、3月31日までに申請が完了した17世帯分の170万円を含め780世帯分が対象となっております。そのうち、家計急変世帯として2世帯の申請給付を組んでおります。

同じく18節介護者等応援給付金です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した介護者等応援給付金事業として、在宅で要介護者や障害者への介護や看護、養育に携わる家族に対する応援給付金です。

特別児童扶養手当受給者、要介護認定3以上の世帯への3万円給付が22世帯、特別障害者手当受給者等介護手当受給者の世帯への5万円給付26世帯、合計48世帯に対する応援給付金でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 36ページ、37ページ、同じく福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 3款1項3目老人福祉費12節委託料です。電算システム改修委託料のうち55万円を予備費から充用し、対応しています。介護保険に関する部分で、税制改正に伴う介護保険制度におきます所得指導が見直され、町の税務システムから所得項目を取り込んだ上で、適正なデータ送信を行うためにもシステム改修の必要が生じたことから、予備費充用により対応しているところです。

同じく18節負担金補助及び交付金、一番下の高齢者応援給付金です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、町に住所のある65歳以上の高齢者に対する暮らしや生活支援の応援給付金でございます。対象者2,157名に1人当たり2万円を給付しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員、マスク着用をお願いします。

38ページ、福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 3款1項4目介護予防日常生活支援総合事業費12節委託料です。409万80円の不用額が生じております。主な理由として、介護予防日常生活支援総合事業における利用実績が見込みより少なかったことによる87万7,310円の不用額です。令和

3年4月から社会福祉協議会への包括支援センターの運営委託料がコロナ影響下での訪問支援などの見込み件数が減少したことにより、精算分として273万3,770円の返還金が不用額として生じております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 38ページ、いいですね。39ページ、40ページ、子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 3款2項1目児童福祉総務費10節需用費、不用額108万9,908円となっております。これの主な内容につきましては、新型コロナによる放課後児童施設のおやつ代の減と、あと、修繕料であります子育て支援センターの修繕料が減になったものによる執行残と思っております。

同じく12節委託料の不用額2,542万6,379円となっております。主な理由といたしましては、近年の傾向から内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の法定価格が例年増額となっておりますが、本年度、令和3年度につきましては、据え置きとなったため、各保育所に係る委託料の減となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 41ページ、子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 41ページ、3款2項2目児童措置費の委託料についてでございます。756万2,000円の支出となっております。これは、先ほど申しましたコロナに関する各種システム改修による費用で756万2,500円となっております。

同じく、引き続いて42ページの同じく18節でございます。下から3番目、子育て世帯臨時特別給付金です。先ほど、歳入でも説明しましたが、国の事業による1人当たり10万円の補助で、対象者は1,124名となっております。

その下の子育て世帯応援給付金です。これにつきましては、町独自の補助となっております、18歳以下の第3子は3万円、第2子以降は1万円の補助を行ったものでございまして、対象者は、世帯数552世帯の912名の方が対象となっております。

一番下の低所得者世帯生活支援特別給付金、これにつきましては、国の事業で5万円の補助、合計65名の方が対象となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 43ページ、44ページ、保育園長。

○吉富保育園長吉富幼稚園長（鍛冶 淳子君） 3款2項5目14節工事請負費こどもの森遊具新設工事費についてです。こどもの森の遊休地を園庭として整備し、新しく4連ブランコを2基、複合遊具、滑り台1基の設置、既存の遊具を移設した費用として874万3,900円の支出となっております。

遊休地を園庭として整備し、遊具の設置場所をまとめたことで、見通しがよくなる、さらに安全に見守ることができるようになりました。また、中央の園庭が広がったことで、園児が伸び伸びと活動できるスペースが増え、子供たちの心身の発達や体力向上にも効果が期待できるものと思っております。

新型コロナウイルス感染症対策としても、遊びの場を分けて活動できるようになり、有効的な活用ができております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 4款1項1目保健衛生総務費の1節報酬で予防費から43万2,000円の流用でございます。こちら、保健衛生総務費に所属しております会計年度任用職員について、当初、あいあいセンターの管理栄養士1名分のみを予定をしておりましたが、あいあいセンター保健師1名を2月と3月の2か月間、緊急に任用することとなり、予算不足が生じたため、不足分について、同じくあいあいセンターに属する予防費の予算から流用したものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 45ページ、総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 同じく4款1項1目3節の職員手当で予防費から23万5,000円の流用でございます。こちらは、あいあいセンターに勤務する職員2名の時間外勤務手当に予算不足が生じたため、不足分につきましてあいあいセンターに属する予防費の予算から流用をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） あいあいセンター所長。

○吉富あいあいセンター所長（友田 哲也君） 4款1項1目保健衛生総務費の18節負担金補助及び交付金の不用額について御説明いたします。110万494円のうち107万4,081円が備考の上から6番目、豊築休日急患センター運営事業費補助金の戻入になります。予算どおりの支出をしていましたが、小児科診療の増加により収入増となり、差額が各市町に分配されたので、決算上は残ることになりました。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 46ページ、あいあいセンター長。

○吉富あいあいセンター所長（友田 哲也君） 4款1項2目予防費の12節の委託料の不用額について御説明いたします。

205万8,640円の主なものとしまして、予防接種委託料の中で、接種実績が見込みにい

かないものがあり、ワクチンの一時製造停止の供給不足による日本脳炎、こちらのほうが当初予算と比較すると83万円残っております。また、コロナ禍による病院離解が影響したと思われませんが、子供インフルエンザ、こちらのほうが当初予算と比べますと107万円ほど残っており、不用額が出ております。

続きまして、22節償還金利子及び割引料の返還金10万7,000円の内容でございます。これは、令和2年度特定感染症検査、いわゆる風疹抗体検査医療費の国庫補助金の返還分でございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 47ページ、48ページ、49ページ、子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 4款1項10目新型コロナウイルス感染症対策費14節工事請負費です。新型コロナウイルス感染症対策予備費から8万5,000円の充用を行っております。この内容といたしましては、4月に集団接種を行ったときの体育館の電源の増設、仮設の電源を設置したものに対して、議会予算の計上が間に合わなくて緊急を要したもので、その分の充用をさせていただいております。

続きまして、11目新型コロナウイルスワクチン接種事業費の11節役務費です。197万8,018円の不用額となっております。主な内容といたしましては、ワクチン接種につきまして、町独自でコールセンターを設置しておりますので、その分のコールセンター申し込みによる郵送による確定通知の減によりまして、不用額が出ております。

同じく12節委託料でございます。1,106万1,857円の不用額が出ております。主な理由といたしましては、ワクチン接種が今回、集団接種プラス個別接種をかなりやっておりますので、個別接種の増による集団接種費用である予防接種委託料が減になったもので、今回、このような不用額となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 50ページ、51ページ、総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 6款1項1目農業委員会費3節職員手当で、農業総務費から6万6,000円を流用しております。これは、職員の移動に伴いまして農業委員会に所属する職員が変わったことで、移動後に所属した職員に支給する住居手当、扶養手当に予算不足が生じたため、その不足分につきまして、当該職員が移動前に所属しておりました農業総務費の職員手当の予算から流用をしたものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 52ページ、53ページ、地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 53ページ、3目農業振興費18節の上から5番目の農業振興

費事業費補助金986万3,766円により、認定農業者連絡協議会への助成3万8,766円と県事業を活用し、9名の農業者に地域振興作物の苗代や資材費助成422万円、そのほか県事業のスマート農業機械購入助成として3件分、560万5,000円を支出しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 建設課主幹。

○建設課主幹（南 博己君） 5目農地費12節委託料でございます。繰越明許費84万円につきまして、こちらは歳入の部でも御説明いたしましたが、防災重点農業用ため池の劣化調査でございます。国の補正予算の関係で、令和2年度から明許繰越分と令和3年度分を一括して調査を実施いたしました。

令和3年度につきましても同様に補正予算をいただきましたので、そのまま令和4年度へ繰越をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 54ページ、建設課主幹。

○建設課主幹（南 博己君） 3目漁港管理費14節工事請負費です。予算額9,071万5,000円に対しまして支出済額8,850万8,200円で、202万6,800円の不用額が出ております。こちらは、漁港関係事業に伴う工事費で、令和2年度からの繰越明許分で、泊地の浚渫を実施いたしました。

令和3年度分は、吉富漁港浮棧橋改修工事と吉富漁港内水銀灯のLED加工費の2工事を実施し、その入札執行残が出ております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 55ページ、地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 7款2目商工業振興費18節の不用額154万1,616円の主な理由につきましては、下から3番目の事業者応援一時支援金の申請件数が法人4件、個人7件と法人の補助上限額10万円に対し、個人5万円の割合が多かったことから不用額31万160円が生じております。

また、一番下の事業者チャレンジ応援補助金につきましては、6件の申請に対し、うち5件が補助上限額の50万円に達していなかったことから、不用額82万5,000円が生じております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 56ページ、57ページ、建設課主幹。

○建設課主幹（南 博己君） 2目道路新設改良費11節役務費でございます。予算額310万円に対しまして支出済額208万1,370円で101万8,630円の不用額が出ております。

不用額の主な内容としましては、1筆40万円で登記手数料を予算計上させていただいておりますが、それに分筆登記や複雑な所有権移転登記等の登記手数料として一度、想定しておりましたが、実績がありませんでしたので不用額として残っております。

続いて、12節委託料でございます。備考欄、上から3つ目、橋梁定期点検業務委託料が0円となっておりますが、同じく備考欄5つ目の橋梁基本詳細設計業務委託料分等、一括での発注としました関係で0円となっております。

続いて、14節工事請負費でございます。予算額2億149万7,000円に対しまして、支出済額1億9,860万3,900円で、289万3,100円の不用額が出ております。こちらは、狹隘道路整備事業と道路更新防災対策事業に伴う更新で、令和2年度からの明許繰越分と令和3年度分となっております。令和2年度からの明許繰越分は、狹隘道路整備事業と町道小犬丸界木線、佐井川橋補修事業の2か所の工事分です。また、令和3年度分は狹隘道路整備事業と町単独事業分の30か所の工事を行っております。

不用額につきましては、3月補正予算編成時期がちょうど工事の真っ最中でもあります関係で、生産額が決定していないことから減額することもできず、執行残として残っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 58ページ、59ページ、60ページ、61ページ、危機管理室長。

○危機管理室長（梅林 正典君） 61ページ、下のほうになります。9款1項1目消防総務費の18節負担金補助及び交付金の120万円の不用額についてです。不用額の主なものは、消火栓工事費の負担金になります。例年2か所新設で予算計上をさせていただいておりますが、令和3年度は自治会からの要望はなく、今吉地区の下水道工事に伴う水道管の布設替え工事に合わせて、同じ路線の同一工事で新設1か所、移設1か所を行いましたので、不用額が生じております。以上です。

○議長（是石 利彦君） 建設課主幹。

○建設課主幹（南 博己君） 2目住宅建設費12節委託料でございます。予算額766万6,000円に対しまして支出済額763万5,100円で、3万900円の不用額が出ております。

こちらは、幸子団地改修事業に伴う委託料で、令和2年度からの明許繰越分と令和3年度分の現年分となっております。令和2年度からの明許繰越分は、工事管理業務委託料であります。令和3年度分につきましては、工事実施設計業務委託料のみで、令和3年度に技術職員を採用した関係で、令和2年度580万円ほどかかりました管理業務委託料につきましては、直営にて行うことにより、経費の削減となっております。

また、14節工事請負費でございます。予算額1億6,818万6,000円に対しまして、支

出済額1億71万9,900円で、明許繰越費6,731万6,000円と15万100円の不用額が出ております。こちらは、幸子団地改修事業に伴う工事費で令和2年度からの明許繰越分と令和3年度分の前払い金以外の6,731万6,000円につきまして、令和4年度に繰越しをいたしております。

なお、工事といたしましては、令和2年度からの繰越分で18戸、令和3年度分で12戸の改修工事を行っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 62ページ、63ページ、危機管理室長。

○危機管理室長（梅林 正典君） 63ページ、中ほどより少し下になります。9款1項4目災害対策費の18節負担金補助及び交付金の60万円の不用額についてです。こちらは、住宅の耐震化を促進する支援策の一つとしまして、木造戸建て住宅耐震改修工事を行う方へ工事費用の一部に対し補助金を交付するものですが、令和3年度予算は2件分、計上いたしましたが、申請実績がございませんでしたので、全額不用額となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 64ページ、65ページ、教務課長。

○教務課長（小原 弘光君） 10款2項1目学校管理費1節報酬の不用額196万5,113円について説明します。備考欄最初の会計年度任用職員報酬では、11人分1,333万4,000円の予算に対し195万113円の不用額が生じております。不用額の主な理由は、常勤の給食調理員2人を雇用する予定のところ1人のみの雇用とし、手間のかかる献立のときだけ代替勤務の調理員で対応したところにあります。

続きまして、66ページお願いします。66ページ、同じく2項1目学校管理費10節需用費、備考欄最後のフォーユー会館費から流用45万円について説明をします。2月末に実施することになった事業費62万5,020円の給食室の照明LED化工事を実施するための修繕予算額が45万円不足しておりましたので、フォーユー友会館費から流用しております。

続きまして68ページをお願いします。68ページ、3項中学校費1目学校管理費18節負担金補助及び交付金の不用額290万8,000円について説明します。2月10日開催の中学校組合定例議会で最終的な負担金額が290万8,000円の減、7,189万4,000円と承認されましたが、本町予算を減額することができなかったためであります。

続きまして、69ページ、4項1目社会教育総務費12節委託料の不用額235万5,000円について説明します。

備考欄、マイクロバス運転委託料では、社会教育委員研修会がコロナ感染防止のため各ブロック単位での開催となり、自家用車での参加となったため5万5,000円の不用額が生じ、その

下、講演会関係出演委託料では、新型コロナの感染防止のため最終的に開催することができず、230万円の不用額が生じております。

続きまして、70ページをお願いいたします。70ページ、4目フォーユー会館費10節需用費、予備費から充用、62万7,000円について説明します。大ホールをワクチン接種会場として利用するに当たり、ステージ登壇用階段が急であったことから、事業費62万7,000円で、階段の取替を早急に行う必要が生じました。修繕料予算がなかったために予備費から充用しています。

続きまして、71ページ、同じく4目14節工事請負費の不用額81万830円について説明します。備考欄、フォーユー会館浸水対策工事では、1,012万円の予算に対して810万5,900円の不用額が生じました。この浸水は、地面より低いところにある5か所の管理用ピットに長雨などにより地下水が飽和状態になったときに発生していることが予測されましたので、予算節減の観点から一つの契約で行うのではなく、建物周辺のコンクリート打設工事、大ホールステージ下のピットの防水工事、前2つの予防的な工事の効果が見られなかった場合の、万が一の対策として2か所の自動強制配水ポンプ設置の3つの契約に分け、効果の有無を確認しながら順次に実施をしました。このため、工事完了が2月下旬となり、減額補正を行うことができませんでした。

効果につきましては、今年の梅雨の期間には浸水は発生しておりません。雨量が少なかったことによるのか、予防のための工事の効果によるかは断定ができておりませんので、今後も効果の検証を行っていきたいと考えております。

続きまして、73ページ、5項2目体育施設整理費10節需用費、予備費から充用72万6,000円について説明します。体育館をワクチン接種会場として利用するに当たり、3か所のひも引きカーテンレールが破損し、開閉ができなかったため、事業費46万2,000円で取替を早急に行う必要性が生じ、また、体育館玄関の軒下天井の舗装破片が上から剥がれ落ちてきていたため、事業費26万4,000円で舗装を行う必要性が生じましたが、修繕予算がなかったため、予備費から充用しました。

同じく、新型コロナウイルス感染症対策予備費から充用49万8,000円について説明します。体育館をワクチン接種会場として利用するに当たり、入り口スロープが急で危険であったために事業費49万8,000円で勾配を緩やかにし、手すりをつける必要性が生じましたが、修繕料予算がなかったため、新型コロナウイルス感染症対策予備費から充用しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 74ページまで。

以上で、執行部からの説明が終わりました。

次に、議案第42号令和3年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ページを追って質疑を行います。

それでは、決算書1ページをお開きください。1ページ、2ページ、3ページ、4ページ。

続きまして、事項別明細書1ページをお開きください。歳入1ページ、2ページ、3ページ、4ページまで。歳入全般について御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 歳入全体でちょっと聞きたいんですけど、年度末時点での世帯数、件数かな、そちらのほうをお尋ねします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 加入被保険者数については1,383名でございます。世帯数については893世帯です。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。岸本議員。全体ですか。歳入全般。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 加入者が1,383名って言ったんですけども、その中の子供の数っていうんですか、中学校卒業前まで、分かれば教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 未就学児ですが31名、そのうち15歳以下が95名、そのうち未就学児が31名、18歳以下まで広げますと115名となります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に移ります。歳出5ページ、6ページ、7ページ、8ページ、9ページ、10ページ。9ページ、山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 特定検診、特定健康診査委託料、こちらについて、すみません、点数を教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 特定検診の件数です。397名、受診率でいうと37.7%となります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） ちなみに、これ3年なんで、今年分。今年、何かお土産をやったみたいですけど、何か評判どんな感じだったんですか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） コロナ禍において特定検診の受診者というのが一時的に減少をしておりましたが、令和3年度で、一旦保健指導等、保健師の受診勧奨によって若干の回復がご

ございましたが、重症化予防等を考えたときに、さらに特定検診受診者を伸ばすために、担当者、それからあいあいセンター等で協議を行った結果、そういった障害者施設がつくった、そういったまごころ商品といいますか、それを受診者に対してやったところ、453名の現時点で受診率が伸びている状況でございます。

受診率で今後は日常生活で数値のなかなかかんばしくない方等への指導等に努めてまいるということでございます。

以上です。（発言する者あり）現時点では453名で数字が表すとおりの結果だと思います。それが、あいあいセンター等に届いているというのを聞いております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） いいですか、山本議員どうぞ。

○議員（5番 山本 定生君） おみやげの数が453名？検診を受けた人数は397名って言うてたけど。すみません、同じなんで、去年僕いなかったんで、これ毎年聞きよんですけど、去年の数字がわかれば教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 令和2年度が165名です。

○議長（是石 利彦君） どなたか。もう一つ。

○議員（5番 山本 定生君） 特定検診の集団検診が165名、それから個別検診というのは、12月までをさらに3月まで伸ばしたところから、331名です。先ほどの370名というのが、あくまでも集団検診というところの対応でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） よろしいですか。10ページ、11ページ、歳出全般について御質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、歳入歳出全般について御質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、実質収支に関する調書、12ページ。財産に関する調書、13ページ。

以上、決算書全般について御質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩をいたします。2時10分の再開といたします。

午後2時00分休憩

午後 2 時 10 分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、議案第 43 号令和 3 年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを、ページを追って質疑を行います。

それでは、決算書 1 ページをお開きください。1 ページ、2 ページ。

続きまして、事項別明細書、1 ページをお開きください。歳入 1 ページ。山本議員。

○議員（5 番 山本 定生君） まず、後期高齢者医療で毎年聞いているんですけど、年度末の時点でこれ何名でしょうか。ちなみに、先ほど、国保でも言ったんです。僕去年いないので、その前の 2 年度の数字もわかれば教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 令和 3 年度の被保険者数です。1,093 名です。そのうち、75 歳未満の方が 28 名、75 歳以上の方が 1,065 名です。令和 2 年度は 1,089 名、75 歳未満の方が 27 名です。75 歳以上の方が 1,062 名です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8 番 岸本加代子君） その中で、特別徴収の方と普通徴収の方、何名でしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 手元に資料がございません。申し訳ございません。

○議長（是石 利彦君） 歳入 2 ページまで。

歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に移ります。歳出 3 ページ、岸本議員。

○議員（8 番 岸本加代子君） 高齢者 1 人当たりの医療費、順位が分かればお願いします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 令和 3 年度 1 人当たり医療費 105 万 7,838 円です。県内 60 市町村中 57 位でございます。令和 2 年度ですが、98 万 9,322 円、県内で 60 市町村中 59 番目です。

以上です。

○議長（是石 利彦君） よろしいですか、分かりました。歳出 4 ページまで。山本議員。3 ページ。

○議員（5 番 山本 定生君） 1 款 2 項 1 目の 11 節役務費で、コンビニ収納がまあ町がやっているけど、後期高齢者もこれやってるん知らなかったけどと。これ何件、件数分かりますか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 申し訳ございません。手元に資料がございません。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 決算なのでこれ聞いていいかどうか分からないですけど、この10月から2割負担に上がる高齢者の方がいらっしゃると思うんですけど、本町ではどのぐらいでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 令和4年10月1日から現行1割負担の方が一部所得がある方については2割負担となります。現在、9月30日まで1割負担の方が1,098名でございます。そのうち178名が2割負担になるという試算が出ております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、実質収支に関する調書、5ページ。

以上、決算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第44号令和3年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について、ページを追って質疑を行います。

決算書1ページをお開きください。1ページ、2ページ、3ページ。

続きまして、事項別明細書1ページをお開きください。歳入1ページ、2ページまで、歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に移ります。歳出3ページ。

歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、実質収支に関する調書4ページ。財産に関する調書5ページ。

以上、決算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第45号令和3年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、ページを追って質疑を行います。

水道事業会計決算書1ページと2ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 支出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、3ページと4ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 支出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に5ページ、重要な会計方針に係る事項に関する注記。

次に、損益計算書、6ページ。剰余金計算書、7ページ、8ページ。同じく7ページ、剰余金処分計算書（案）。

次に、貸借対照表、9ページ、資産の部、10ページ、資本の部まで。

以上、決算書全般についてご質疑はありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 水道事業については、特に決算に、今回言うことないんですけど、コロナが始まった時期になりますんで、どうなんですかね、巣籠もりとか家に籠もる方も大変多かったんで、水量、これの推移をちょっと、大ざっぱでいいんで、上がったか下がったか、そういうのが分かる。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 今、水量のことの御質問ですが、もう一つ、決算書の附則書類というものがお手元にあるかと思えます。そちらのほう、準備をいただけますでしょうか。

決算書附属書類の4ページを御覧ください。4ページにつきましては、3業務といたしまして、表の中ほどに年間排水量という欄がございます。令和3年度で64万7,827立方メートルです。令和2年度が64万2,915立方メートルでございましたので、その右横を見ていただきますと、前年対比の増減としましては、年間で4,912立方メートル、ここで年間の排水量が増加をしております。その内訳としまして、その2つ下を見てください。ここで家庭用としまして、この4,912のうち家庭用が4,842立方メートル増えたということで、先ほど、山本議

員が御質問されましたように、やっぱりコロナ禍で自宅時間が増えたというようなことから、こういった結果が上がっているんだろうということで、思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第46号令和3年度吉富町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、ページを追って質疑を行います。

下水道事業会計決算書1ページと2ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 支出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、3ページと4ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 支出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に5ページ、重要な会計方針に係る事項に関する注記。

次に、損益計算書、6ページ。剰余金計算書、7ページ、8ページ。同じく7ページ、剰余金処分計算書（案）。

次に、貸借対照表、9ページ、資産の部、10ページ、資本の部まで。

以上、決算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第42号から議案第46号までの5議案は、それぞれの所管委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号令和3年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、福祉産業建設委員会へ。

議案第43号令和3年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、福祉産業建設委員会へ。

議案第44号令和3年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定については、総務文教委員会へ。

議案第45号令和3年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、福祉産業建設委員会へ。

議案第46号令和3年度吉富町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、福祉産業建設委員会へ。

以上のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

---

### 日程第11. 報告第8号 令和3年度吉富町健全化判断比率の報告について

○議長（是石 利彦君） 日程第11、報告第8号令和3年度吉富町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 議案書20ページになります。報告第8号令和3年度吉富町健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度吉富町健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告をいたします。健全化判断比率の4つの比率について御報告いたします。

議案書21ページを御覧ください。まず、表の①実質赤字比率につきましては、令和3年度が黒字決算となっており、算定されないという状況ですので、横棒で表示しております。早期健全化基準の15.0%と比較すると、これを大きく下回っております。

次に、②連結実質赤字比率につきましても、令和3年度が黒字決算となっており、算定されないという状況ですので、同じく横棒で表示をしております。早期健全化基準の20.0%と比較すると、これを大きく下回っております。

次に、③実質公債費比率につきましては、令和3年度が8.0%となっておりまして、前年度と同じ比率でございます。早期健全化基準の25.0%と比較いたしますと、これを大幅に下回っております。

最後に、④将来負担比率につきましては、令和3年度は将来負担額が充当可能財源等を上回ったため、2.6%と算定され、昨年度より2.9%の減となっております。早期健全化基準の350.0%と比較いたしますと、これを大幅に下回っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。是石監査委員。

○監査委員（是石 英俊君） 令和3年度吉富町健全化判断比率の報告について、地方公共団体の

財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、関係書類を監査した結果、その意見は次のとおりであります。

審査対象は、令和3年度の財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類であります。審査終了日は令和4年8月25日であります。

財政指標の算定の基礎となった書類等を慎重に審査した結果、適正に作成され法令等に照らし財政規模の算出過程に誤りはなく正確であると認めました。

詳細につきましては、審査意見書のとおりであり、それぞれの基準値を大幅に下回っており、良好であると認めました。

令和4年8月31日、吉富町監査委員矢岡匡、同是石英俊。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 以上で報告説明を終わります。

---

#### 日程第12、報告第9号 令和3年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告について

○議長（是石 利彦君） 日程第12、報告第9号令和3年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告について、議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） それでは、議案書の23ページをお願いいたします。報告第9号令和3年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定によりまして、令和3年度吉富町水道事業会計資金不足比率につきましては、資金不足は発生せず算定されませんでしたので、監査委員の意見をつけてその旨御報告いたします。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。是石監査委員。

○監査委員（是石 英俊君） 令和3年度吉富町水道事業会計経営健全化審査意見について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、関係書類を監査した結果、その意見は次のとおりです。

審査対象は、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記録した書類でありまして、審査終了日は令和2年8月25日であります。

財政指標の算定の基礎となった書類など慎重に審査した結果、適正に作成され、法令などに照らし、財政規模の算定過程に誤りがなく正確であると認めました。

詳細につきましては、審査意見書のとおりであり、それぞれの基準値の20%を大幅に下回っており、良好であると認めました。

令和4年8月31日、吉富町監査委員矢岡匡、同是石英俊。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 以上で報告説明を終わります。

---

**日程第13. 報告第10号 令和3年度吉富町下水道事業会計資金不足比率の報告について**

○議長（是石 利彦君） 日程第13、報告第10号令和3年度吉富町下水道事業会計資金不足比率の報告についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 議案書の25ページをお願いをいたします。報告第10号令和3年度吉富町下水道事業会計資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和3年度吉富町下水道事業会計資金不足比率につきましては、資金不足は発生せず算定されませんでしたので、監査委員の意見をつけてその旨御報告をいたします。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。是石監査委員。

○監査委員（是石 英俊君） 令和3年度吉富町下水道事業会計経営健全化審査意見について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、関係書類を監査した結果、その意見は次のとおりです。

審査対象は、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記録した書類でありまして、審査終了日は令和4年8月25日であります。

財政指標の算定の基礎となった書類などを慎重に審査した結果、適正に作成され、法令などに照らし、財政規模の算定過程に誤りがなく正確であると認めました。

詳細につきましては、審査意見書のとおりであり、それぞれの基準値の20%を大幅に下回っており、良好であると認めました。

令和4年8月31日、吉富町監査委員矢岡匡、同是石英俊。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 以上で報告説明を終わります。

ここで、是石監査委員は退席されて結構でございます。お疲れさまでした。

---

**日程第14. 議案第47号 令和4年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について**

○議長（是石 利彦君） 日程第14、議案第47号令和4年度吉富町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。



以上です。

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出、まだあった、ごめんなさい、声を出してください、聞こえません。私に聞こえんとどうしようもない。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） ということは、これは町のシステムを動かすんじゃなくて、県とかその単位で改修するのに負担金みたいな形で出すお金になるのかな。町単独でどこか業者に頼んでするとかじゃなくて。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 電算システムの改修については、国民健康保険の被保険者証というのが、町の電算システムで発行しています。それに付随して、先ほど限度額証であったりとか、そういった付属証っていうんですか、それについても町の電算システムで発行しております。その発行の中から性別記載欄が不要になりますので、そういった対応で、町の電算システムも改修するものです。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどちょっとわからなかったんですけど、そうすると、国保のその未就学の子どもの均等割の軽減の財源というのは、独り親世帯とか障害者とか、そこら辺のところから持ってくることなんですか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 医療費の算定の際に、それぞれそういった地方単独で行う公費医療の支援というのがあるんですが、その中から今回、未就学児の均等割というのを半額にした、これは全世帯対応型の社会保障制度の構築というところが大きいところがございますので、その未就学児の均等割の部分については、減額対象からけずったシステム改修が必要というところから、国保連合会との連携のシステムで対応させていただくということです。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

歳入歳出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算書全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第48号令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。

---

日程第16. 議案第49号 教育長の任命について

○議長（是石 利彦君） 日程第16、議案第49号教育長の任命についてを議題といたします。  
江崎教育長、退席をお願いします。

〔教育長 江崎 藏君 退席〕

○議長（是石 利彦君） 担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 議案書29ページをお願いいたします。議案第49号教育長の任命について、吉富町教育長に次の者を任命したいので、同意を求めます。

住所、吉富町大字直江250番地2、氏名、江崎藏、昭和27年7月4日生まれ。

令和4年10月4日をもって任期を満了する江崎藏氏を再任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

江崎氏は、現在70歳、京築教育事務所長や福岡県教育センター副所長などを歴任され、令和2年12月4日に教育長に就任、前任者の残任期間となる1年10か月余を務めてこられました。教育長在職中は、率先垂範をモットーとし、幼稚園や小学校等の学び舎に花を咲かせ、毎朝、正門に立って子供に挨拶の見本を示し、迎え入れるなど、体と心を常に子供たちのそばに置かれています。

先生方への吉富教師塾では自ら講師となり、子供を平等に、1人の人間として丸ごと認めて愛すること、情熱を傾けないと教育は成立しないなどという実践は、子供たちへの愛と情熱を熱く指導されておられます。

福岡県教育委員会の研究指定委嘱を受けたキャリア教育研究における目標に向かってチャレンジさせ、鍛えてよさを求め自己肯定感を高めるという実践は、小中学校とも高い評価を得ています。この研究の成果も相成って、実際に勉強が好き、友達が好き、先生が好きという子供が増えつつあり、学力が向上し、不登校の児童数は年々減少傾向にあります。

SDGs教育では食べ残しを減らす給食指導としての残菜ゼロ運動や地域のボランティアの方々との公園のトイレ清掃を推進され、GIGAスクール構想では、ICT支援員の設置など、先生方への支援をされておられます。

また、学ぶ意欲のある人が安心して学べる奨学金条例の改正や就任早々から子育て世代の家庭の負担軽減のための給食費の半額助成を強く要望されるなど、保護者や地域の方々へも常に心を寄せて新規事業を企画されておられます。

こうした尽力の結果、小中学校の先生方の教育やまちづくりへの教育に対する姿勢も目に見えて、これまで以上に前向きになっていると聞き及んでおります。

就任から2年足らずの短期間で十二分な実績を残されてきており、町の教育部門のリーダーとして最適任者であると考えております。

なお、任期は本年10月5日から3年間となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意賜われますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第49号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第49号教育長の任命については、同意することに決定いたしました。

江崎教育長の入場を許可いたします。

〔教育長 江崎 藏君 入場〕

○議長（是石 利彦君） ただいま、教育長の任命について、同意することに決定しました。江崎教育長に、一言御挨拶をお願いします。

○教育長（江崎 藏君） 議員各位に、日ごろから教育委員会に御支援をいただいております。感謝を申し上げます。教育は大変難しく、一朝一夕に私の力不足もあって効果を上げることはできませんけれども、頑張っていこうと思っているところでございます。

また、ただいま、まだまだ頑張れと励ましの同意、御承認をいただき、大変身の引き締まる思いでございます。近年、教育の原点は家庭にありという自覚の薄い親、また子供以上にわがまま、理不尽な考え、要求をし続ける大人、教師への尊敬度は薄くなりまして、また児童虐待とか子供の貧困、ヤングケアラーの問題。教育は難しくなるばかりでありますけれども、教育委員会の中立性、継続性、安定性、そして正義を守りながら、私、大きなことはできませんけれども、町の教育に大きな愛を持って小さなことをこつこつとこれからもやっていく所存でございます。

どうぞこれからも変わらぬ御支援賜りますよう、お願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

### 日程第17. 議案第50号 教育委員会委員の任命について

○議長（是石 利彦君） 日程第17、議案第50号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 議案書30ページをお願いいたします。議案第50号教育委員会委員の運営について、吉富町教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、吉富町大字小犬丸491番地、氏名、岸本優子、昭和37年9月6日生まれ。

令和4年9月30日をもって任期が満了する三毛門恵理子氏の後任として岸本優子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

岸本氏は、現在59歳で、昭和58年に別府大学短期大学部初等教育課を御卒業、大分県庁、エフコープ豊前、日本郵便株式会社吉富郵便局での勤務を経て、令和2年3月まで豊前三毛門郵便局で勤務をされました。

長く勤められた吉富郵便局では、住民の方々と親身に接していただき、明るい笑顔で交流をされている姿が大変印象に残っております。

子供の育成にも強い関心をお持ちで、吉富小学校、吉富中学校、柳ヶ浦高等学校のPTA役員につかれ、学校行事の運営に携わることで、子供の成長を支えておられました。

また、吉富町まちづくり策定委員会の委員としても長く御活躍をされ、子供の教育に関する御提言も数多くいただいております。

このように、保護者の立場から長年にわたり、子供の育成をサポートする活動などに積極的に取り組まれたことで、本町の学校教育の現状について、十分に理解をされており、教育委員会の委員として適任であると考えております。

なお、任期は、本年10月1日から4年間となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

---

### 日程第18. 議案第51号 吉富町外二組合公平委員会委員の選任について

○議長（是石 利彦君） 日程第18、議案第51号吉富町外二組合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 議案書31ページをお願いいたします。議案第51号吉富町外二組合公平委員会委員の選任について、吉富町外二組合公平委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求めます。

住所、吉富町大字小犬丸233番地1、氏名、畑田英文、昭和29年3月14日生まれ。

住所、吉富町大字今吉366番地6、氏名、西村幸太郎、昭和60年11月17日生まれ。

住所、吉富町大字広津288番地1、氏名、浅野芽黄、昭和55年2月13日生まれ。

令和4年10月8日をもって任期が満了する畑田英文氏を再選任し、同じく任期満了となる中

曾根稔氏、西川恵子氏の後任として、西村幸太郎氏、浅野芽黄氏を新たに選任したいので、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものでございます。

現委員の畑田英文さんは、現在、1期目です。吉富町役場職員として36年間勤務され、その間に税務課長7年、健康福祉課長5年6か月、議会事務局長1年と課長職を歴任されました。

退職後も町の経営・生産対策推進会議委員や社会福祉協議会の会長を歴任し、さらには現在、小犬丸下区の自治会長も務められるなど、行政職員のOBとして豊富な知識や経験をお持ちです。

次に、新任の西村幸太郎さんは、現在、36歳。熊本大学法学部を卒業後、広島大学法科大学院を首席で終了され、平成24年の司法試験に合格、翌年から弁護士として福岡市の法律事務所で勤務された後、平成28年に公設の豊前ひまわり基金法律事務所の所長に就任されました。3年間の任期を終えた後、地域に根差して活動し続けることを決心され、令和元年10月にこの事務所を引き継ぐ形で、豊前総合法律事務所を設立、現在、豊築地区唯一の弁護士として活躍しておられます。

同じく、新人の浅野芽黄さんは、現在、42歳。福岡県立京都高等学校を卒業後、不動産管理会社に就職された後、平成28年に司法書士試験に合格され、翌年から福岡市の女性だけの司法書士事務所で間借りで開業されました。その後、平成30年に司法書士の同期でもある御主人とともに、吉富町で豊の国司法書士事務所を開業され、現在にいたっております。

高齢者や女性にも気軽に相談してもらえ、司法書士を目指されており、専門家の少ない成年後見制度の業務に取り組み、高齢者の財産管理を通じて生活を支援されるなど、住民に寄り添った活動を続けておられます。

以上3名の方々は、いずれも公平委員会委員としてふさわしい経験や知識をお持ちであり、適任者であると考えております。なお、任期は本年10月9日からの4年間となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対し、御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号吉富町外二組合公平委員会委員の選任については、同意することに決しました。

---

**日程第19. 議案第52号 豊前市外二町清掃施設組合の共同で処理する事務の変更及び豊前市外二町清掃施設組合規約の変更について**

○議長（是石 利彦君） 日程第19、議案第52号豊前市外二町清掃施設組合の共同で処理する事務の変更及び豊前市外二町清掃施設組合規約の変更についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） 議案書32ページをお願いいたします。議案第52号豊前市外二町清掃施設組合の共同で処理する事務の変更及び豊前市外二町清掃施設組合規約の変更についてでございます。

令和5年4月1日から豊前市及び吉富町外1町環境衛生事務組合のし尿処理事業を廃止し、豊前市外二町清掃施設組合にし尿処理事業を統合することに伴い、共同で処理する事務の変更と組合経費の支弁の方法を促し、同組合規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案書33ページと附属資料の18ページ、新旧対照表を併せて御覧ください。豊前市外二町清掃施設組合規約の一部を変更する規約でございます。新旧対照表のほうで、第3条共同で処理する事務の規定に第2号し尿処理に関する事務を加えます。また、第11条組合経費の支弁の方法の規定に第2項中分担金の次に（し尿処理に関する経費に係るものを除く）を加えまして、同項にし尿処理に関する経費の分担金の割合を決定する方法について、ただし書を加えるものでございます。

その内容は、分担金の割合は当初予算作成時の前年度中に決定する必要があるため、その時期において直近の決算を終えた年度であります前々年度のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量を基礎とした搬入量により、年度ごとに決定するというものでございます。

附則、この規約は令和5年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号豊前市外二町清掃施設組合の共同で処理する事務の変更及び豊前市外二町清掃施設組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第20、議案第53号 吉富町外1町環境衛生事務組合の共同処理する事務の変更及び吉富町外1町環境衛生事務組合規約の変更について

○議長（是石 利彦君） 日程第20、議案第53号吉富町外1町環境衛生事務組合の共同処理する事務の変更及び吉富町外1町環境衛生事務組合規約の変更についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） 議案書34ページをお願いいたします。議案第53号吉富町外1町環境衛生事務組合の共同処理する事務の変更及び吉富町外1町環境衛生事務組合規約の変更についてでございます。

前議案と同様に、令和5年4月1日から吉富町外1町環境衛生事務組合の協同処理する事務でありますし尿処理に関する事務を豊前市外二町清掃施設組合が承継することに伴い、吉富町外

1 町環境衛生事務組合の共同処理する事務の変更に関し、同組合同規約を変更することについて、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案書 35 ページと続く資料の 19 ページ、新旧対照表を併せて御覧ください。吉富町外 1 町環境衛生事務組合同規約の一部を改正する規約でございます。

新旧対照表で、第 3 条の協同で処理する事務の規定について、第 1 号し尿の終末処理施設の管理運営に関する事務のこの「管理運営」を「処分」に改めるものです。なお、本文中の字句の形態を整える改正も併せて行っております。

附則、この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 53 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 53 号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 53 号吉富町外 1 町環境衛生事務組合の共同処理する事務の変更及び吉富町外 1 町環境衛生事務組合同規約の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

---

## 日程第 21. 報告第 11 号 経営状況の報告について（株式会社ツクローネ吉富）

○議長（是石 利彦君） 日程第 21、報告第 11 号経営状況の報告について（株式会社ツクローネ吉富）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） それでは、議案書の32ページをお願いいたします。経営状況の報告について、令和元年度、令和2年度及び令和3年度、株式会社ツクローネ吉富の経営状況について、地方自治法第243条の3、第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

今回、町が100%出資しております当法人についての経営状況を報告することが分かりましたので、令和元年度より3か年度分をまとめて報告させていただきます。

お手元の事業報告書、1ページをお願いいたします。令和元年度分の事業報告になります。中段の2、事業の実施状況（1）まちづくり会社の設立について、当法人は、女子集客のまちづくり、事業継承や発展、そしてまちの魅力向上及び発信に資する事業を行うことを目的として、令和2年8月29日に設立されました。

2ページの損益計算書をお願いいたします。課目1の販売費及び一般管理費289万6,224円についてです。主なページとしまして、会社設立後、2か月分の人件費107万9,875円、イベント広告宣伝費75万3,500円、その他は、税や光熱水費等の事務所経費となっております。

2の営業外収益の雑収入300万円についてです。こちらは、町からの補助金となります。その結果、一番下の当期純利益が6万8,276円となっており、令和元年度は黒字経営となっております。

続きまして、3ページの貸借対照表をお願いいたします。1の流動資産（1）現金及び預金として、期末残高が814万549円でした。こちらは、期首の資本金1,000万円に補助金の300万円を加えた1,300万円から事業費の485万9,451円を使用しております。この主な経費としましては、先ほどの損益計算書に計上されているもののほかに、中段3の繰延資産にあります。（1）創立費80万3,695円として、会社設立までの2か月分の人件費や事務所登記料、（2）の開業費47万5,435円、こちらは広告看板やポスター作成に使用しておりますソフトウェアの購入費でございます。

その他の経費として、4ページの固定資産台帳をお願いいたします。42万5,000円の中古の軽自動車を取得しております。

続いて、5ページの令和2年度の事業公告をお願いいたします。中段の2、事業実施状況として、（1）から（3）の社会貢献事業に取り組みました。

（1）のコロナ関連事業者応援事業は、コロナ禍に苦しむ事業者を応援しようと事業費43万8,609円よりエール飯プロジェクトとエールチケット、また24事業所をめぐるエールスタンプラリーを実施し、586件の応募がございました。

（2）のボランティア活動支援は、駅のにぎわいづくりの一翼を担っている吉富レディースの

保守活動を支援するため、事業費23万1,256円により、駅前花壇の管理と先進地視察研修を実施し、活動意欲の向上に寄与しております。

(3)の吉富コンテナマルシェでは、2回の開催で600名を超える代表者があり、駅前のにぎわいづくりを図っております。

6ページをお願いいたします。自主財源確保のため、プロモーション事業と代理店事業の立ち上げに取り組みました。

(4)のプロモーション事業は、駅前に5社の広告看板を設置し66万円の売り上げを計上しております。

(5)の代理店事業の立ち上げにつきましては、電力自由化に伴うメリットを享受していただくよう新メニュー、エフビットでんきと、またコロナ禍でも安心して生活できるように空気清浄機Aurairの代理店事業を立ち上げております。

(6)の空き家利活用事業は、社会的な課題解決に取り組みました。その事業費は家屋及び土地の取得に131万4,000円、登記手数料28万8,000円、設計料50万円などの計220万8,000円となっており、コロナ禍で新規に出店するオーナーを継続して募集するため、令和3年度への繰越事業となりました。

7ページの損益計算書をお願いいたします。1の売上高69万2,000円の内訳は、駅前広告掲載料66万円とコンテナマルシェ出店料3万2,000円です。2の仕入高26万4,550円により、空気清浄機を2個仕入れております。

3の販売員及び一般管理費1,155万3,054円、主な内容としましては、人件費633万3,800円、税理士への毎月の顧問料や決算手数料46万2,000円、そのほかに空き家リノベーションに伴う登記や設計料などが含まれております。

4の営業外収益、雑収入は924万5,096円で、町の助成金と消費税還付が主な収入となっています。この結果、一番下の令和2年度の当期純損失は195万1,383円となり、この要因は、事業開始から間もないことで、事務所経費などの固定費に対し、売上高が少なかったことに起因しております。

100ページの貸借対照表をお願いいたします。1の流動資産(1)現金及び預金617万980円です。こちらにつきましては、前年度の期末残高814万549円に補助金や売上げなどの1,170万3,170円を加えたものから、事業費として1,367万2,739円を使用しております。その主な経費としましては、先ほどの損益計算書に計上されているもののほかに、9ページの固定資産台帳の一番上の空き家の取得率10万円とその下の土地代120万円、その下の駅前の広告看板の取得費などが含まれております。

8ページの貸借対照表に戻りまして、中段の負債の部の1流動負債(3)の借受金223万

5,343円、こちらは空き家リノベーションの町の補助金でございます。

続いて、10ページの令和3年度の事業報告をお願いいたします。中段での事業の実施状況についてです。収益事業として、(1)のプロモーション事業と(2)の代理店事業に取り組みました。(1)のプロモーション事業では、昨年度からの取組である駅前の屋外広告看板を1面増設し、小犬丸交差点に移設した結果、6社契約となり、69万3,000円の売り上げを計上しております。また、デジタル看板事業は、令和3年7月から稼働し、5社の契約で111万6,130円の売り上げとなっています。

(2)の代理店事業では、新電力代理店事業で、役場関連128件、その他の29件の契約により、205万6,626円を、また空気清浄機A u r a A i rにつきましては、3件の契約により、81万4,440円を売り上げております。

11ページをお願いいたします。社会貢献事業としての下記の5事業を実施いたしました。

(3)の1日駅長体験事業、(4)の空き家利活用事業、(5)の交流マルシェ開催支援、(6)の特産品開発支援、(7)の地域脱炭素プロジェクト事業に取り組んでおります。

特に(4)空き家利活用事業では、空き家の改築を産官学連携事業として、学生の意見を取り入れた結果、新分野NHKでも取り上げられ、今年の5月24日に牛もつ鍋店よし藤のオープンにつながりました。また、(7)の地域脱炭素プロジェクト事業では、本町が脱炭素日本一を推進するため取り組んでおります。官民連携によるP T Aモデル太陽光発電システムに連携する事業となっております。

具体的には、町と包括連携協定を締結している株式会社シェアリングエネルギーの関連会社と代理店契約を交わし、災害時の非常用電力確保や余剰売電収入などのメリットの見える化を町とともに、町民の皆様が享受できるよう推進し、117件の加入申し込みと6件の契約がございました。

12ページの損益計算書をお願いします。1の売上高566万5,556円、こちらは、先ほどの事業収入に加え、地域おこし協力隊の事務所の備品使用料や一日駅長体験、看板移設工事費など98万5,360円が含まれております。

2の売上原価の仕入高39万6,294円は、空気清浄機の5基仕入れております。

3の販売費及び一般管理費1,372円、3,051円、こちらの主な経費としましては、人件費559万8,266円や備品消耗品費160万9,916円、減価償却費262万4,311円、その他事務所経費などとなっております。

備品消耗品費は、デジタル看板のデザインに使用するカメラや地域おこし協力隊との打ち合わせ、また太陽光の営業、打ち合わせ用の事務用品費となっております。

4の営業外収益、雑収入1,620万8,882円は、町の補助金が主なものとなっております。

6の特別損失固定資産圧縮損999万9,998円につきましては、空き家リノベーションの助成金として、本町より1,079万円を助成しており、補助金により取得した固定資産について、税制上の措置として圧縮損に計上しております。

固定資産につきましては、14ページの固定資産台帳をお願いいたします。該当の一番上に、令和3年度分空き家改修の建物取得額として785万1,040円を、その2つ下に、建物の附属設備として474万1,910円が計上されておりますが、このうち、空き家改修に関する水道、電気、空調設備などの費用が214万1,960円でした。これらの空き家改修に要した999万9,998円につきましては、先ほどの12ページの損益計算書に戻りまして、中段より下にあります6の特別損失の固定資産圧縮損として計上しております。

その結果、一番下の当時純損失は227万9,986円となっており、損失の主な理由は、先ほどの空き家に要した固定資産999万9,998円を通常の減価償却期間の建物22年、建物附属設備15年で償却せずに、節税対策として、経費として一括で計上したことによります。

13ページの貸借対照表をお願いいたします。1の流動資産(1)現金及び預金41万5,779円です。こちらにつきましては、前年度の期末残高617万980円に補助金や売上げ等の1,958万223円を加えたものから、事業費として2,533万5,424円を使用しております。

主な経費としましては、先ほどの損益計算書に計上されたもののほかに、空き家リノベーション用の費用1,079万円、デジタル看板設置工事費250万550円、その他は事務所経費等となっております。

最後に、報告書にはございませんが、令和4年度の事業計画としまして、設立時の目的にありますように、女子集客のまちづくり事業の検証や発展、そして、町の魅力向上、及び発展に資する事業として、現在、取り組んでおります社会貢献事業や代理店事業を発展させる計画となっております。

また、今月開催の町と連携した、町民に感動をお届けする大衆演劇のチャリティー公演や町の情報発信を強化する官公庁の補助事業も採択されております。

収支計画としましては、町の補助金300万円に加え484万円の事業収益を見込み、これは、経常的経費の支出784万円と収支バランスが取れ、本事業を十分に見込めると考えております。

以上で、株式会社ツクローネ吉富の経営状況の報告を終わります。

以上でございます。

○議長(是石 利彦君) 以上で、報告説明を終わります。

---

○議長(是石 利彦君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後 3 時 18 分散会

---